

1 議案名

徳島県教育委員会文書規程の全部改正について

2 制定理由

徳島県公文書等の管理に関する条例が制定されたことに伴い、徳島県教育委員会文書規程の全部を改正する必要がある。

徳島県教育委員会文書規程の全部改正について

教育政策課

1 改正の理由

県政を適正かつ効率的に運営し、県等の諸活動について現在及び将来の県民に説明する責務を全うするため、令和5年3月、公文書等の管理に関する基本的事項を定める徳島県公文書等の管理に関する条例（令和5年徳島県条例第17号。以下「条例」とする。）が制定された（令和6年4月1日施行）。

また、条例第11条第1項において、各実施機関は、公文書の管理が条例に基づき適正に行われることを確保するため、公文書管理規定を設けなければならないとされた。

このことを踏まえ、規定の整備合理化を図るため、徳島県教育委員会文書規程（平成13年徳島県教育委員会訓令第3号）の全部を改正し、徳島県教育委員会公文書管理規程を定める必要がある。

2 改正の概要

- (1) 公文書の管理体制、公文書の收受、文書の作成等について定めることとする。
- (2) 公文書及び公文書ファイルの保存期間及びその起算日を定めることとする。
- (3) 公文書ファイル管理簿の記載事項、公表の方法等を定めることとする。

3 施行期日

令和6年4月1日（一部、経過措置等あり。）

条例等立案表

<p>題名 徳島県教育委員会公文書管理規程</p>	<p>課(室)名 教育政策課</p> <p>担当者名 吉本 茂貴</p> <p>電話番号 三一五九</p>
<p>制定理由 徳島県公文書等の管理に関する条例が制定されたことに伴い、徳島県教育委員会文書規程の全部を改正する必要がある。</p>	<p>あらまし</p> <p>一 公文書の管理体制、公文書の收受、文書の作成等について定めることとした。</p> <p>二 所属長は、毎年度当初までに電子決裁・文書管理システムに公文書ファイル管理情報の登録を行わなければならないこととした。</p> <p>三 公文書及び公文書ファイルの保存期間及びその起算日を定めることとした。</p> <p>四 公文書ファイル管理簿の記載事項、公表の方法等を定めることとした。</p> <p>五 公文書ファイルの管理権限の引継ぎ、保存期間の延長、移管又は廃棄の手続等について定めることとした。</p> <p>六 所属長は、毎年度、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理の状況について教育政策課長に報告しなければならないこととした。</p> <p>七 その他所要の規定を設けることとした。</p> <p>八 この訓令は、令和六年四月一日から施行することとした。</p>
<p>予算上の措置</p>	<p>関係法規 徳島県公文書等の管理に関する条例（令和五年徳島県条例第十七号）</p>
<p>法令審査会 要・否</p>	

徳島県教育委員会訓令第 号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

徳島県教育委員会公文書管理規程を次のように定める。

令和六年 月 日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会公文書管理規程

徳島県教育委員会文書規程（平成十三年徳島県教育委員会訓令第 号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 課等における公文書の管理

第一節 公文書の收受等（第七条―第十条）

第二節 文書の作成等（第十一条―第二十一条）

第三節 公文書の施行（第二十二条―第二十六条）

第四節 公文書の整理、保存及び移管又は廃棄（第二十七条―第三十六条）

第五節 管理状況の報告等（第三十七条―第三十九条）

第三章 教育機関における公文書の管理

第一節 公文書の收受等（第四十条・第四十一条）

第二節 文書の作成等（第四十二条・第四十三条）

第三節 公文書の施行（第四十四条）

第四節 公文書の整理、保存及び移管又は廃棄（第四十五条）

第五節 管理状況の報告等（第四十六条）

第四章 雑則（第四十七条―第四十九条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規程は、徳島県公文書等の管理に関する条例（令和五年徳島県条例第十七号。以下「管理条例」という。）第十一条第一項の規定に基づき、公文書の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 課 徳島県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年徳島県教育委員会規則第四号。以下「組織規則」という。）第五条第一項に規定する課及び室をいう。

二 課等 課及び組織規則第五条の二に規定する課内室をいう。

三 教育機関 組織規則第四条第二号に規定する教育機関及び徳島県立学校設置条例（

昭和三十九年徳島県条例第五十五号）第二条に規定する徳島県立学校をいう。

四 公文書 管理条例第二条第二項に規定する公文書のうち、教育委員会事務局及び教育機関の職員が職務上作成し、又は取得したものをいう。

五 電子文書 公文書のうち電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であるものをいう。

六 紙文書 公文書のうち電子文書以外のものをいう。

七 電子決裁・文書管理システム 電子計算機を利用して公文書の立案、決裁、保存、廃棄その他公文書の管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。

八 電子決裁 電子決裁・文書管理システムの機能を利用して電子的方法により行われる電子文書の決裁をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規程において使用する用語は、管理条例において使用する用語の例による。

（公文書の管理体制）

第三条 教育政策課長は、公文書の管理に関する事務を総括する。

2 所属（課等及び教育機関をいう。以下同じ。）の長（以下「所属長」という。）は、当該所属における公文書の管理に関する事務を総括する。

（公文書取扱責任者及び公文書整理担当者）

第四条 所属に、公文書取扱責任者（以下「責任者」という。）及び公文書整理担当者（以下「担当者」という。）を置く。

2 課等の責任者は課の副課長（組織規則第五条に規定する室にあつては、当該室の長が指定する者）をもって充て、課等の担当者は当該課等の長の指定する者とする。

3 教育機関の責任者及び担当者は、それぞれ当該教育機関の長が指名する者とする。

4 責任者は、所属長の命を受けて、所属における次に掲げる事務を処理する。

一 公文書の審査に關すること。

二 公文書の処理の促進及び改善に關すること。

三 公文書の整理、保存及び移管又は廃棄に關すること。

四 公文書ファイル管理簿の作成に關すること。

五 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理に關すること。

5 担当者は、責任者の指示を受けて、前項各号に掲げる事務を補助する。

（職員の責務）

第五条 職員は、管理条例の趣旨にのっとり、所属長の指示に従い、公文書に係る事務を迅速かつ適正に処理するとともに、公文書を適正に管理しなければならない。

（公文書の記号、番号等）

第六条 規則、告示、訓令、達及び指令には、それぞれ、「徳島県教育委員会規則」、「徳島県教育委員会告示」、「徳島県教育委員会訓令」、「徳島県教育委員会教育長訓令」、「徳島県教育委員会達」、「徳島県教育委員会教育長達」及び「徳島県教育委員会指令」と付するものとする。

2 次の各号に掲げる公文書には、それぞれ当該各号に定めるところにより、記号を付するものとする。

一 達及び指令 それぞれ「徳島県教育委員会達」、「徳島県教育委員会教育長達」及び「徳島県教育委員会指令」の次に、課等における達及び指令については次号に規定する記号を、教育機関における達及び指令については第三号に規定する記号を付する

こと。

二 課等において課等の名又は課等の長の名以上で発する公文書（前項に規定する公文書を除く。） 別に例式があるものを除き、「教」と課等の名の頭字を合わせたものを付すること。ただし、課等の名の頭字の同じ課等が二以上あるときは、「教」と課等の名のうち教育政策課長が指定する他の一字を合わせたものを付すること。

三 教育機関において教育機関の名又は教育機関の長の名以上で発する公文書（第一号に掲げる公文書を除く。） 別に例式があるものを除き、別表第一に定める記号を付すること。

3 前項第二号又は第三号に掲げる公文書のうち、秘密に属する公文書には、同項第二号又は第三号の規定により付された記号の次に「秘」と付するものとする。

4 次の各号に掲げる公文書には、それぞれ当該各号に定めるところにより、番号を付するものとする。

一 規則、告示及び訓令 その種類ごとに暦年による一連番号を付すること。

二 第二項各号に掲げる公文書 課等又は教育機関の長が別に定めるものを除き、電子決裁・文書管理システムにより、課等又は教育機関ごとに年度による一連番号を付すること。

5 前項第二号に掲げる公文書について、電子決裁・文書管理システムにより番号を付することが困難である場合は、当該公文書については、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる公文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより、番号を付するものとする。ただし、課等又は教育機関の長が別に定めるものについては、この限りでない。

一 達 達番号簿（様式第一号）により、課等又は教育機関ごとに年度による一連番号を付すること。

二 達以外の公文書 文書発送番号簿（様式第二号）により、課等又は教育機関ごとに年度による一連番号を付すること。

6 第二項及び前二項の規定にかかわらず、記号若しくは番号を付することが適当でないと思われる公文書又は軽易な公文書には、これを省略することができる。

第二章 課等における公文書管理

第一節 公文書の收受等

（紙文書の受領及び配布等の手続）

第七条 教育委員会事務局に到着した紙文書（課等に直接到着したものを除く。）は、教育政策課において受領し、次に定めるところにより、処理しなければならない。

一 開封しないで、主務課等（主務課その他当該公文書进行处理することが適当であると認められる課等をいう。以下同じ。）に配布すること。ただし、開封しなければ主務課等の明らかでないものは、開封すること。

二 開封した紙文書のうち、教育政策課長が別に定めるものは、その余白に收受印を押印し、主務課等に配布すること。

三 配達証明郵便、特別送達郵便その他の書留郵便及び電報は、特殊文書配布簿（様式第三号）に記録すること。

四 收受の日時が権利の得喪、変更等に関係があると認められる紙文書は、受領時刻を

記入すること。

(郵便料金の未納又は不足の紙文書)

第八条 郵便料金の未納又は不足の紙文書が到着した場合は、発信者が官公署であるときその他受領することが適当であると認められるときに限り、その未納又は不足の料金を納付して受領するものとする。

(配布紙文書等の收受等)

第九条 第七条第一号又は第二号の規定により配布された紙文書及び課等に直接到着した紙文書のうち、当該課等の分掌に属さないものは、直ちに主務課等に回付し、又は教育政策課に返付しなければならない。

2 第七条第一号又は第二号の規定により配布された紙文書及び課等に直接到着した紙文書(前項の規定により回付し、又は返付したものを除く。)並びに前項の規定により回付された紙文書は、同号の規定により收受印が押印されたもの及び軽易なものを除き、主務課等の收受印を押印しなければならない。

3 前項の紙文書は、定例的又は軽易なものを除き、直ちに課等の長その他上位の職にある者の閲覧に供し、その指示を受けなければならない。

(電子文書の收受等)

第十条 電子文書は、電子メール(徳島県教育情報ネットワーク又は県庁総合サービスネットワーク上のグループウェアのメール機能をいう。以下同じ。)による送信その他の電気通信回線を用いる方法により送付される電磁的記録を受信し、又は記録媒体を受け取ることにより、課等において受領する。

2 前項の規定により受領した電子文書のうち、当該課等の分掌に属さないものは、直ちに主務課等に転送し、又は記録媒体を回付しなければならない。

3 第一項の規定により受領した電子文書(前項の規定により転送し、又は記録媒体を回付したものを除く。)及び前項の規定により転送され、又は記録媒体を回付された電子文書は、軽易なものを除き、そのファイル名に收受した日を追記し、又は記録媒体に收受した日を物理的方法により記入しなければならない。

4 前条第三項の規定は、前項の電子文書について準用する。

第二節 文書の作成等

(文書主義の原則)

第十一条 職員は、課等の長の指示に従い、管理条例第四条の規定に基づき、同条例第一条の目的の達成に資するため、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

(公文書の立案)

第十二条 公文書の立案は、電子決裁・文書管理システムに公文書の件名、立案日、分類記号、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置、立案者名、文案、事案の処理に必要な書類等(以下「文書件名等」という。)を登録する方法により行わなければならない。ただし、事案の処理に必要な書類については、当該書類が大量である等の理由により電子決裁・文書管理システムに登録することが困難であると主務課等の長が認める場合は、登録することを要しない。この場合においては、当該登録

することが困難であると認められる書類（第十七条第四項において「登録が困難な書類」という。）は、同項の規定により回議しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事案に係る立案は、電子決裁・文書管理システムに文書件名等（文案及び事案の処理に必要な書類を除く。）を登録する方法により作成した立案用紙（様式第四号）によってすることができる。

一 秘密に属する事案である等の理由により電子決裁・文書管理システムに文案を登録することが適当でないとき主務課等の長が認める事案

二 電子決裁・文書管理システム以外の専用システム（電子計算機を利用して特定の事案の処理を行うシステムをいう。以下「専用システム」という。）を利用して文案を作成するため、電子決裁・文書管理システムに文案を登録することが事務の効率性を著しく損なうおそれがあると主務課等の長が認める事案

三 前二号に掲げるもののほか、前項に規定する方法により立案することが困難であるものとして、教育政策課長が別に定める事案

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる事案に係る立案は、それぞれ当該各号に定める方法により行うことができる。

一 規則その他の規程（この規程を除く。）で立案の様式を定めている事案 当該様式を用いる方法

二 専用システムに立案の様式が登録されている事案 当該様式を用いる方法

三 前二号に掲げるもののほか、軽易な事案その他の教育政策課長が別に定める事案 教育政策課長が別に定める方法

（条例等に係る予備審査）

第十三条 条例、規則又は訓令の立案に当たっては、教育政策課長又はその指定する者の予備審査を受け、これに基づいて立案しなければならない。

（公文書の発信者名）

第十四条 庁外に発する公文書の発信者名は、教育委員会名又は教育長名を用いるものとする。ただし、事案の性質又は内容により、副教育長名、課長名等を用いることができる。

（例文登録）

第十五条 主務課等の長は、教育委員会名又は教育長名で発する公文書のうち、常例の文案（以下「例文」という。）については、教育政策課長の審査を受け、例文登録台帳に、その登録を受けることができる。

（立案上の留意点）

第十六条 公文書の立案は、次に掲げる要領によるものとする。

一 立案は、明確かつ平易に表現すること。

二 公文書の書き方は、左横書きとすること。ただし、条例、規則、告示、訓令その他縦書きを通例とするものを除く。

三 用字及び用語は、常用漢字表（平成二十二年内閣告示第二号）、現代仮名遣い（昭和六十一年内閣告示第一号）及び送り仮名の付け方（昭和四十八年内閣告示第二号）によること。

四 例文のあるものは、これによること。

五 重要なもの又は異例なものについて立案の趣旨を説明する必要があると認められる場合は、処理案の前にその趣旨を簡明に登録し、又は記述するとともに、関係法規その他参考となる事項を登録し、又は付記し、関係書類があるときは、これを添付すること。

六 第十二条第一項又は第二項の規定による立案の場合において、当該立案の内容に個人に関する情報が含まれているときその他の当該立案に係る電子文書及び同条第一項又は第二項の規定により登録された文書件名等の閲覧の制限を行う必要があるときは、電子決裁・文書管理システムの所定の欄にその旨を登録すること。

七 第十二条第一項の規定による立案の場合において、同一事案で立案を重ねるものは、適宜、当該事案についてそれまでに行われた立案に係る書類を電子決裁・文書管理システムにおいて閲覧することができるようにし、又は次条第四項の規定の例により回議すること。

八 第十二条第二項又は第三項の規定による立案の場合において、同一事案で立案を重ねるものは、適宜、当該事案についてそれまでに行われた立案に係る書類を添付すること。

九 第十二条第一項後段の規定により回議する書類及び同条第二項又は第三項の規定による立案の場合における書類の整備は、次によること。

イ 左方及び下方をそろえること。

ロ 添付書類等で特に小さいものは、立案用紙大の用紙の中央部に貼ること。

十 第十二条第一項後段の規定による回議及び同条第二項又は第三項の規定による立案の場合において、金額その他重要部分の字句を訂正したときは、その箇所に立案者の印を押すこと。

(回議)

第十七条 立案文書は、原則として、下位の職にある者から上位の職にある者に順次回議しなければならない。ただし、担当リーダー以外の担当に属する職員の回議の順序については、この限りでない。

2 前項の場合において、他の所属又は実施機関に回議しなければならないものについては、主務課等における回議を経た後、他の所属又は実施機関に回議しなければならない。

3 前二項の規定により立案文書を回議するときは、電子決裁・文書管理システムを利用して行わなければならない。ただし、第十二条第二項又は第三項に規定する方法により立案する場合は、この限りでない。

4 前項本文の場合において、登録が困難な書類があるときは、同項本文の規定にかかわらず、教育政策課長が別に定める方法により、当該登録が困難な書類を回議しなければならない。

5 至急処理を要する立案文書を回議するときは、第十二条第一項の規定による立案に係る立案文書にあつては電子決裁・文書管理システムの所定の欄にその旨を登録し、同条第二項又は第三項の規定による立案に係る立案文書にあつては当該立案文書の左上欄にその旨を記入した付箋を貼り付けなければならない。

6 第十二条第二項又は第三項の規定による立案に係る立案文書のうち、即時処理を要す

る立案文書、説明を要する立案文書又は特に重要な立案文書は、立案者又は課等の長の指定する者が自ら持ち回って、回議しなければならない。

7 第十二条第二項又は第三項の規定による立案に係る立案文書のうち秘密に属する立案文書は、袋に入れて回議し、その取扱いに特に注意しなければならない。

(回議文書の処理)

第十八条 回議を受けた立案文書は、遅滞なく処理しなければならない。

2 前項の立案文書について異議がある場合は、立案者と協議しなければならない。ただし、立案者が不在の場合又は異議に係る事項が軽微である場合は、第十二条第一項の規定による立案に係る立案文書にあつては電子決裁・文書管理システムの所定の欄に意見を登録し、同条第二項又は第三項の規定による立案に係る立案文書にあつては付箋に意見を記述して、当該立案文書の欄外に貼り付けることができる。

(重大な修正があつた場合等の通知)

第十九条 回議の結果、立案文書の内容について重大な修正が行われた場合又は廃案となつた場合は、回議した者にその旨を通知しなければならない。

(条例等の回議)

第二十条 条例、規則又は訓令の制定又は改廃に係る立案文書については、第十七条第一項及び第二項の規定による回議を経た後、教育政策課長及び副教育長(訓令の軽易な改正にあつては、教育政策課長)へ回議し、その審査を受けなければならない。

2 告示に係る立案文書(登録例文に係るものを除く。)については、第十七条第一項及び第二項の規定による回議を経た後、教育政策課長(特に重要な告示にあつては、教育政策課長及び副教育長)へ回議し、その審査を受けなければならない。

(決裁日の登録等)

第二十一条 決裁された立案文書には、立案者において、決裁日を登録し、又は記入しなければならない。

第三節 公文書の施行

(審査)

第二十二条 教育委員会名又は教育長名で発する施行文書については、次に掲げるものを除き、教育政策課の審査担当者の審査を受けなければならない。

- 一 第二十条の規定による審査を受けたもの
- 二 登録例文(告示を除く。)
- 三 その他教育政策課長が別に定めるもの
(番号及び日付の登録等)

第二十三条 施行文書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課等において、第六条第四項及び第五項に定めるところにより番号を登録し、又は記入するとともに、日付を登録し、又は記入するものとする。

- 一 規則、告示及び訓令 教育政策課
- 二 その他課等の名又は課等の長の名以上で発する公文書 主務課等
(公文書の浄書及び照合)

第二十四条 施行文書の浄書及び照合は、立案者において行うものとする。
(公印の押印等)

第二十五条 浄書した紙文書には、徳島県教育委員会公印規程（昭和三十六年徳島県教育委員会訓令第十八号）の定めるところにより、公印を押印しなければならない。ただし、次に掲げる紙文書については、この限りでない。

一 書簡、祝辞、弔辞その他公印を押印しないことを通例とする紙文書
二 前号に掲げるもののほか、その性質又は内容により公印を押印することを要しないものとして教育政策課長が別に定める紙文書

2 浄書した紙文書で公印を押印したものは、原議書と割印しなければならない。ただし、第十二条第一項の規定による立案に係る浄書した紙文書については、この限りでない。

3 第一項ただし書の規定により公印の押印を省略する紙文書には、発信者名の下に「（公印省略）」の表示をするものとする。ただし、次に掲げる紙文書については、この限りでない。

一 第一項第一号に掲げる紙文書
二 県の機関に対する紙文書

4 浄書した電子文書のうち電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行うことが必要とされるものには、教育政策課長が別に定めるところにより、電子署名を行わなければならない。

（公文書の発送）

第二十六条 公文書の発送は、主務課等において行うものとする。ただし、紙文書で宛先ごとに取りまとめて発送することが適当であるものについては、教育政策課において行うことができる。

2 公文書を発送する者は、次の各号に掲げる立案の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める処理を行わなければならない。

一 第十二条第一項の規定による立案 電子決裁・文書管理システムに発送日を登録すること。

二 第十二条第二項の規定による立案 発送日を電子決裁・文書管理システムに登録し、かつ、立案文書に記入すること。

三 第十二条第三項の規定による立案 立案文書に発送日を登録し、又は記入すること。

3 公印を押印しない公文書（次項に規定する電子文書を除く。）の発送については、教育政策課長が別に定めるところにより、次に掲げるいずれかの方法によることができる。

一 電子決裁・文書管理システムによる送信

二 電子メールによる送信

三 徳島県オンラインストレージサービス（徳島県教育情報ネットワーク又は県庁総合サービスネットワークの管理者が運用する電磁的記録の送受信のためのシステムをいう。）による送信

四 前三号に掲げる方法のほか、徳島県教育情報ネットワーク又は県庁総合サービスネットワークの回線を利用する方法による送信

五 ファクシミリによる送信

4 前条第四項の規定により電子署名を行った電子文書の発送については、電子メールによる送信その他の電気通信回線を用いる方法により行うものとする。

第四節 公文書の整理、保存及び移管又は廃棄

(公文書ファイル管理情報の登録等)

第二十七条 主務課等の長は、全ての公文書をいずれかの公文書ファイルにまとめ、管理することができるよう、毎年度当初までに電子決裁・文書管理システムに公文書ファイルの分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置、保存場所その他の公文書ファイルの管理に必要な情報(以下「公文書ファイル管理情報」という。)の登録を行わなければならない。

2 主務課等の長は、前項の規定により登録した公文書ファイル管理情報を変更する必要が生じたときは、電子決裁・文書管理システムにより修正するものとする。

(保存のための整理)

第二十八条 電子文書は、主務課等において、電子決裁・文書管理システムに保存するため、公文書ファイル管理情報の分類及び保存期間が満了したときの文書館への移管又は廃棄の措置の別並びに年度ごとに公文書ファイルに整理するものとする。

2 紙文書は、主務課等において保存のため整理し、公文書ファイル管理情報の分類及び保存期間が満了したときの文書館への移管又は廃棄の措置の別並びに年度(年度により難しいものについては、暦年)ごとに公文書ファイルにまとめ、その背表紙に文書保存用紙(様式第五号)に所要事項を記入して貼り付けるものとする。

(保存期間等)

第二十九条 公文書の保存期間は、三十年、十年、五年、三年、一年及び一年未満の期間とし、その基準は、別表第二に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、常時使用する公文書については、保存期間を常用と設定し、必要な期間保存することができる。

3 前二項の規定は、法令に別段の定めのあるものについては、適用しない。

4 第一項の保存期間の起算日は、保存期間が一年以上の公文書にあつては当該公文書が作成され、又は取得された日の属する年度の翌年度の四月一日とし、保存期間が一年未満の公文書にあつては当該公文書が作成され、又は取得された日とする。

5 公文書ファイルの保存期間は、当該公文書ファイルにまとめられた公文書の保存期間とする。

6 前項の保存期間の起算日は、保存期間が一年以上の公文書ファイルにあつては公文書を公文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日(以下「ファイル作成日」という。)の属する年度の翌年度の四月一日とし、保存期間が一年未満の公文書ファイルにあつてはファイル作成日とする。

(公文書ファイル管理簿の作成及び公表)

第三十条 管理条例第七条第一項ただし書の公文書管理規程で定める期間は、一年とする。

2 主務課等の長は、公文書ファイル(保存期間が一年未満のものを除く。)について、次の各号に掲げる事項を記載した公文書ファイル管理簿(様式第六号)を作成しなければ

ばならない。

- 一 分類
- 二 名称
- 三 保存期間
- 四 保存期間の満了する日
- 五 保存期間が満了したときの措置
- 六 保存場所
- 七 ファイル作成日の属する年度
- 八 記録媒体の種類
- 九 主務課等

3 主務課等の長は、前項の規定により公文書ファイル管理簿を作成したときは、速やかに教育政策課長に送付しなければならない。

4 教育政策課長は、前項の規定により送付された公文書ファイル管理簿を、知事の事務部局の例により一般の閲覧に供するとともに、インターネットを利用する方法により公表しなければならない。

(公文書ファイルの管理権限の引継ぎ)

第三十一条 教育政策課長は、主務課等において作成した公文書ファイル(保存期間が一年未満又は常用のものを除く。)について、当該公文書ファイルの保存期間の起算日が属する年度中に、当該公文書ファイルを管理する権限を主務課等の長から引き継ぐものとする。

2 前項の規定による管理権限の引継ぎは、電子決裁・文書管理システムにより行うものとする。ただし、紙文書をまとめた公文書ファイルその他の電子決裁・文書管理システムにより管理権限の引継ぎを行うことができない公文書ファイルについては、教育政策課長が別に定める方法によるものとする。

(保存公文書ファイルの保存)

第三十二条 教育政策課長は、前条第一項の規定により引継ぎを受けた公文書ファイル(以下「保存公文書ファイル」という。)を公文書ファイル管理簿に定める保存場所において保存するものとする。

2 主務課等の長は、当該主務課等において保存することとされた保存公文書ファイルについて、教育政策課長の指示に従い、これを適切に保存しなければならない。

(公文書ファイルの保存期間の延長)

第三十三条 主務課等の長は、次に掲げる保存公文書ファイルについて、その必要な限度において一定の期間を定めて、保存期間を延長するよう教育政策課長に申し出ることができる。

- 一 現に監査、検査等の対象となっているもの
- 二 現に係属している不服申立て又は訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの

三 徳島県情報公開条例(平成十三年徳島県条例第一号)第六条第一項に規定する公開請求があつたもの

四 前三号に掲げるもののほか、事務処理上その保存期間を延長する必要があると主務

課等の長が認めるもの

2 前項の規定による申出を受けた教育政策課長は、当該申出が適当であると認めるときは、電子決裁・文書管理システムにより当該保存公文書ファイルの公文書ファイル管理情報を変更してその保存期間を延長するとともに、公文書ファイル管理簿の当該保存公文書ファイルに係る保存期間及び保存期間の満了する日を修正するものとする。

3 主務課等の長は、当該主務課等において保存する保存公文書ファイルについて前項の規定により保存期間が延長されたときは、教育政策課長の指示に従い、当該保存公文書ファイルの背表紙に文書保存用紙を再度作成して貼り付けなければならない。

(保存公文書ファイルの移管)

第三十四条 教育政策課長は、保存期間が満了したときの措置として文書館に移管することと定められている保存公文書ファイルの保存期間が満了したときは、あらかじめ、徳島県立文書館長（以下「文書館長」という。）に対し、当該保存公文書ファイルについて記載された公文書ファイル管理簿を送付し、文書館に移管する旨を通知した上で移管しなければならない。

2 主務課等の長は、当該主務課等において保存する保存公文書ファイルが前項の規定により文書館に移管されるときは、教育政策課長の指示に従い、速やかに、当該保存公文書ファイルを文書館長に引き渡さなければならない。

3 主務課等の長は、第一項の規定により文書館に移管される保存公文書ファイルについて、管理条例第十三条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして文書館において利用の制限を行うこと（以下「利用制限の実施」という。）が適当であると認める場合には、教育政策課長を経由して、徳島県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和五年徳島県規則第四十二号）第五条の特定歴史公文書等の利用制限に係る意見書（以下「意見書」という。）を文書館長に提出しなければならない。

(廃棄予定の保存公文書ファイルの移管)

第三十五条 教育政策課長は、保存期間が満了したときの措置として廃棄することと定められている保存公文書ファイルの保存期間が満了した場合において、当該保存公文書ファイルを廃棄しようとするときは、廃棄しようとする日の九十日以上前までに文書館長に協議しなければならない。

2 教育政策課長は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、廃棄しようとする保存公文書ファイルについて記載された公文書ファイル管理簿を文書館長に送付しなければならない。

3 教育政策課長は、第一項の規定により協議した保存公文書ファイルについて、文書館長から移管するよう求めがあったときは、主務課等の長にその旨を通知し、電子決裁・文書管理システムにより当該保存公文書ファイルの公文書ファイル管理情報における保存期間が満了したときの措置の定めを変更するとともに、当該保存公文書ファイルを文書館に移管しなければならない。

4 主務課等の長は、当該主務課等において保存する保存公文書ファイルが前項の規定により文書館に移管されるときは、教育政策課長の指示に従い、当該保存公文書ファイルの背表紙に文書保存用紙を再度作成して貼り付け、速やかに、これを文書館長に引き渡さなければならない。

5 主務課等の長は、第三項の規定により文書館に移管される保存公文書ファイルについて、利用制限の実施が適当であると認める場合には、教育政策課長を経由して、意見書を文書館長に提出しなければならない。

(保存公文書ファイルの廃棄)

第三十六条 教育政策課長は、前条第一項の規定により協議した保存公文書ファイルについて、文書館長から廃棄することが適当である旨の通知があつたときは、当該保存公文書ファイルを廃棄し、又は当該保存公文書ファイルを保存する主務課等の長に対し、当該保存公文書ファイルの廃棄を指示しなければならない。

2 主務課等の長は、前項の規定により教育政策課長から保存公文書ファイルの廃棄を指示されたときは、速やかに、当該保存公文書ファイルを廃棄しなければならない。

3 主務課等の長は、保存期間が一年未満の公文書ファイルについて、その保存期間が満了したときは、教育政策課長と協議の上これを廃棄するものとする。

4 教育政策課長又は主務課等の長は、前三項の規定により廃棄を行うに当たっては、当該廃棄を行う公文書ファイルが不正に使用されることがないように十分に留意してこれを行うとともに、個人情報その他の非公開情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

第五節 管理状況の報告等

(管理状況の報告)

第三十七条 主務課等の長は、毎年度、教育政策課長が別に定めるところにより、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理の状況について教育政策課長に報告しなければならない。

(公文書の庁外持出しの制限)

第三十八条 公文書は、庁外に持ち出してはならない。ただし、公務のために必要がある場合において教育政策課長又は主務課等の長の承認を得たとき、又は火災その他非常災害に際し、その保全のために庁外に持ち出す場合は、この限りでない。

(紛失等への対応)

第三十九条 公文書ファイルについて紛失又は保存期間の満了前の不適切な廃棄（以下「紛失等」という。）が発生した場合には、その事実を知った職員は、直ちに責任者に報告しなければならない。

2 責任者は、公文書ファイルについて紛失等が発生した場合には、速やかに公文書ファイルの紛失等による被害の拡大の防止等のために必要な措置を講ずるとともに、主務課等の長及び教育政策課長に報告しなければならない。

第三章 教育機関における公文書の管理

第一節 公文書の收受等

(紙文書の收受等)

第四十条 教育機関に到着し、受領した紙文書は、当該教育機関の分掌に属するものであることを確認の上、次に定めるところにより、処理しなければならない。

一 開封し、軽易なものを除き、その余白に教育機関收受印を押印すること。

二 配達証明郵便、特別送達郵便その他の書留郵便及び電報は、特殊文書受付簿（様式第七号）に記録すること。

三 收受の日時が権利の得喪、変更等に関係があると認められる紙文書は、受領時刻を記入すること。

2 前項の紙文書は、定例的又は軽易なものを除き、直ちに教育機関の長その他上位の職にある者の閲覧に供し、その指示を受けなければならない。

(準用)

第四十一条 第八条及び第十条の規定は、教育機関について準用する。この場合において、同条第一項中「課等」とあるのは「教育機関」と、同条第二項中「当該課等」とあるのは「当該教育機関」と、「主務課等」とあるのは「分掌する所属」と、同条第四項中「前条第三項」とあるのは「第四十条第二項」と読み替えるものとする。

第二節 文書の作成等

(公文書の発信者名)

第四十二条 庁外に発する公文書の発信者名は、原則として、教育委員会名若しくは教育長名又は教育機関の長の名を用いるものとする。

(準用)

第四十三条 前章第二節(第十四条及び第十五条を除く。)の規定は、教育機関について準用する。この場合において、第十一条中「課等」とあり、並びに第十二条第一項及び第二項並びに第十七条第二項中「主務課等」とあるのは「教育機関」と、同条第六項中「課等の長」とあるのは「上司」と読み替えるものとする。

第三節 公文書の施行

第四十四条 前章第三節(第二十六条第一項ただし書を除く。)の規定は、教育機関について準用する。この場合において、第二十三条各号列記以外の部分中「課等」とあるのは「所属」と、同条第二号中「課等の」とあるのは「教育機関の」と、同号及び第二十六条第一項中「主務課等」とあるのは「教育機関」と読み替えるものとする。

第四節 公文書の整理、保存及び移管又は廃棄

第四十五条 前章第四節の規定は、教育機関について準用する。この場合において、同節の規定中「主務課等」とあるのは、「教育機関」と読み替えるものとする。

第五節 管理状況の報告等

第四十六条 前章第五節の規定は、教育機関について準用する。この場合において、同節の規定中「主務課等」とあるのは、「教育機関」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(点検及び監査)

第四十七条 所属長は、公文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、点検を行い、その結果を教育政策課長に報告しなければならない。

2 教育政策課長は、公文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、監査を行い、その結果を教育長に報告するものとする。

3 教育政策課長は、前二項の規定による点検又は監査の結果を踏まえ、公文書の管理について必要な措置を講ずるものとする。

(研修)

第四十八条 教育政策課長は、職員に対し、公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技術を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。

2 所属長は、前項の研修に職員を積極的に参加させなければならない。
(補則)

第四十九条 この規程に定めるもののほか、公文書の管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 公文書ファイル管理情報の登録その他この訓令を施行するために必要な準備行為は、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

3 改正後の徳島県教育委員会公文書管理規程(以下「新規程」という。)の規定中公文書の收受等に係る部分は、施行日以後に受領する公文書について適用し、施行日前に受領した公文書については、なお従前の例による。

4 新規程の規定中公文書の整理、保存及び移管又は廃棄に係る部分は、施行日以後に作成し、又は取得する公文書について適用し、施行日前に作成し、又は取得した公文書については、なお従前の例による。

5 新規程の様式に相当する改正前の徳島県教育委員会文書規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

6 改正前の徳島県教育委員会文書規程第四条第四項第一号及び第二号に掲げる文書については、令和六年一月一日から同年三月三十一日までの間に暦年による一連番号が付された文書に限り、新規程の相当規定により暦年による一連番号を付されたものとみなす。

(徳島県教育委員会公印規程の一部改正)

7 徳島県教育委員会公印規程の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

(他の規程との関係)

第十三条 公印の取扱いについては、この規程に定めるもののほか、徳島県教育委員会公文書管理規程(令和六年徳島県教育委員会訓令第 号)の定めるところによる。

別表第一 (第6条関係)

教育機関の名称	記号
徳島県立総合教育センター	総 教 セ
徳島県立しらさぎ中学校	し 中
徳島県立富岡東中学校	富 東 中
徳島県立川島中学校	川 島 中
徳島県立城東高等学校	城 東 高

徳島県立城南高等学校	城	南	高
徳島県立城北高等学校	城	北	高
徳島県立徳島北高等学校	徳	北	高
徳島県立城西高等学校	徳	西	高
徳島県立徳島科学技術高等学校	徳	科 技	高
徳島県立徳島商業高等学校	徳	商	高
徳島県立徳島中央高等学校	徳	中	高
徳島県立小松島高等学校	松	西	高
徳島県立小松島西高等学校	松	西	高
徳島県立富岡東高等学校	富	東	高
徳島県立富岡西高等学校	富	西	高
徳島県立阿南光高等学校	阿	光	高
徳島県立阿南光高等学校	阿	光	高
徳島県立那賀高等学校	那	部	高
徳島県立海部高等学校	海	部	高
徳島県立鳴門高等学校	鳴	門	高
徳島県立鳴門渦潮高等学校	鳴	渦	高
徳島県立板野高等学校	板	野	高
徳島県立阿波高等学校	阿	波	高
徳島県立名西高等学校	阿	西	高
徳島県立吉野川高等学校	吉	川	高
徳島県立川島高等学校	阿	川	高
徳島県立阿波西高等学校	阿	西	高
徳島県立穴吹高等学校	阿	吹	高
徳島県立脇町高等学校	脇	町	高
徳島県立つるぎ高等学校	つ	る	高
徳島県立池田高等学校	池	田	高
徳島県立城ノ内中等教育学校	城	中	高
徳島県立徳島視覚支援学校	徳	視	高
徳島県立徳島聴覚支援学校	徳	聴	高
徳島県立板野支援学校	板	野	高
徳島県立国府支援学校	国	府	高
徳島県立嶋島支援学校	嶋	島	高
徳島県立ひのみね支援学校	ひ	み	高
徳島県立阿南支援学校	阿	南	高
徳島県立池田支援学校	池	田	高
徳島県立みなと高等学園	池	田	高

別表第二(第二十九条関係)

区分	公文書の内容	保存期間
----	--------	------

<p>一 条例、規則、訓令等に関する公文書</p>																				
<p>二 県議会、教育委員会会議、庁議、県教育委員会と市町村教育委員会等の長とで構成される会議等（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯に関する公文書</p>																				
<p>三 複数の実施機関による申合せ又は他の実施機関に対して示す基準の設定等及びその経緯に関する公文書</p>																				
<p>1 条例及び規則の制定又は改廃及びその経緯に関するもの</p>			<p>2 訓令の制定又は改廃及びその経緯に関するもの</p>			<p>3 告示、要綱、要領等の制定又は改廃及びその経緯に関するもの</p>			<p>4 条例、規則及び訓令の解釈、運用方針等に関するもの</p>			<p>1 県議会の議案、報告案及び会議結果に関するもの</p>			<p>2 教育委員会会議における決定及びその経緯に関するもの</p>			<p>3 諸会議における決定及びその経緯に関するもの</p>		
<p>その他</p>			<p>軽易なもの</p>			<p>重要なもの</p>			<p>その他</p>			<p>特に重要なもの</p>			<p>重要なもの</p>					
<p>三十年</p>			<p>五年</p>			<p>十年</p>			<p>三十年</p>			<p>五年</p>			<p>十年</p>					
<p>2 他の実施機関に対して示す基準の設定等及びその経緯に関するもの</p>			<p>その他</p>			<p>特に重要なもの</p>			<p>重要なもの</p>			<p>その他</p>			<p>特に重要なもの</p>					
<p>三十年</p>			<p>五年</p>			<p>十年</p>			<p>三十年</p>			<p>五年</p>			<p>十年</p>					

七 職員の人事等に 関する公文書																															
6 職員の服務、研修、福利厚生等に関するもの				5 職員の給与、旅費等に関するもの				4 職員の出張、特殊勤務、時間外勤務等の命令に関するもの				3 職員の履歴に関するもの				2 職員の任免、分限及び懲戒に関するもの		1 各種委員の任免に関するもの		7 行政上の指導、勧告又は助言に関するもの		6 行政代執行及びその経緯に関するもの				5 県又は県の機関を当事者とする訴訟等の判決等及びその経緯に関するもの				その他	
その他		軽易なもの		重要なもの		特に重要なもの		5 職員の給与、旅費等に関するもの				4 職員の出張、特殊勤務、時間外勤務等の命令に関するもの				2 職員の任免、分限及び懲戒に関するもの		1 各種委員の任免に関するもの		7 行政上の指導、勧告又は助言に関するもの		6 行政代執行及びその経緯に関するもの		5 県又は県の機関を当事者とする訴訟等の判決等及びその経緯に関するもの		その他					
五年		一年		十年		三十年		五年				五年				三十年		五年		十年		十年		三十年		十年					

			八 予算、決算、財政状況等に関する公文書						九 計画等に関する公文書						十 公共事業の実施に関する公文書			十一 県有財産の取得、管理等に関する公文書					
2 県有財産の管理に関するもの			1 県有財産の取得又は処分及びその経緯に関するもの			公共事業に係る計画、調査、設計、工事等の実施及びその経緯に関するもの			2 教育行政又は事業に関する計画又は方針の策定及びその経緯に関するもの			1 基本計画の策定及びその経緯に関するもの			3 監査又は検査に関するもの			2 収入又は支出に関するもの			1 予算編成若しくは決算又は財政状況及びその経緯に関するもの		
その他	重要なもの	特に重要なもの	その他	重要なもの	特に重要なもの	その他	重要なもの	特に重要なもの	その他	重要なもの	特に重要なもの	その他	重要なもの	特に重要なもの	その他	重要なもの	特に重要なもの	その他	重要なもの	特に重要なもの			
五年	十年	三十年	五年	十年	三十年	五年	十年	三十年	五年	十年	三十年	三十年	五年	五年	十年	五年	十年	三十年	五年	十年	三十年		

十六 公文書の管理 に関する公文書	十五 政治、社会、 文化又は世相を反 映した公文書	十四 請願、陳情、 要望等に関する公 文書	十三 調査、統計又 は研究に関する公 文書	十二 栄典、表彰等 に関する公文書	1 皇室の行事（行幸啓を含む。）への対応及び その経緯に関するもの	2 叙位、叙勲又は褒章の候補者の選考及びその 経緯に関するもの	3 表彰又は褒賞及びその経緯 に関するもの	1 県民の意識調査等に関する もの	2 調査、統計又は研究に関す るもの	請願、陳情その他の県民、団体 等からの要望、相談等に関する もの	1 県内で開催され、又は県に 関連した重大な儀式、行事等 に関するもの	2 県内で発生し、又は県に関 連した大規模な災害等又は重 大な事件、事故等に関するもの	公文書の移管若しくは廃棄又は 管理状況に関するもの	重要なもの	特に重要なもの	十年	三十年
														重要なもの	特に重要なもの	十年	三十年
														重要なもの	特に重要なもの	十年	三十年
														重要なもの	特に重要なもの	十年	三十年
重要なもの	特に重要なもの	十年	三十年	十年	三十年	十年	三十年	十年	三十年	十年	三十年	十年	三十年	十年	三十年		

		十七 その他			
		前各項に掲げる公文書以外のもの			
一年間保存する必要があると認められるもの	一年間保存する必要があると認められるもの	三年間保存する必要があると認められるもの	五年間保存する必要があると認められるもの	十年間保存する必要があると認められるもの	三十年間保存する必要があると認められるもの
一年未満	一年	三年	五年	十年	三十年
				その他	軽易なもの
				五年	一年

備考 公文書に係る事務を分掌し、又は総括する所屬以外の所屬においては、この表に定める期間より短期の保存期間とすることができる。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

達 番 号 簿

番 号	年 月 日	件 名	宛 先

様式第2号 (第6条関係)

文 書 発 送 番 号 簿

文書番号				
番号	年月日	宛 先	差 出 人	件 名
0				
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				

様式第3号（第7条関係）

特 殊 文 書 配 布 簿

收受年月日	種 類	引受局番号	差 出 人	宛 先	交付年月日	課 等 名	受 領	備 考
・ ・	1 2 3 4 5 6 7				・ ・			
・ ・	1 2 3 4 5 6 7				・ ・			
・ ・	1 2 3 4 5 6 7				・ ・			
・ ・	1 2 3 4 5 6 7				・ ・			
・ ・	1 2 3 4 5 6 7				・ ・			
・ ・	1 2 3 4 5 6 7				・ ・			

注 「種類」欄は、1は配達証明郵便を、2は特別送達郵便を、3は書留郵便（配達時間帯指定郵便に限る。）を、4は現金書留郵便（3を除く。）を、5は簡易書留郵便を、6は書留郵便（1から5までを除く。）を、7は電報をそれぞれ示し、該当するものの数字を○で囲むこと。

様式第4号（第12条、第16条関係）

分類記号		保存期間		
保存期間の満了する日		保存期間が満了したときの措置		
公開・非公開の区分		非公開の理由		
件名				
立案日	年 月 日	発 送 別	普通・速達・書留()・ファクシミリ・ 電子メール・その他()	
決 裁 日	年 月 日			
発 送 日	年 月 日	施 行 上 の 注 意	登録例文・共通例文・公印省略・ その他()	
審 査	浄 書	公印使用	立 案 者	(所 属)
				職 氏名印 内線 ()
(決裁欄)				

様式第5号（第28条、第33条、第35条関係）

文書保存用紙

ファイル作成年度
分類記号
公文書ファイル名
保存期間
保存期間の満了する日
保存期間が満了したときの措置
所属名

様式第7号（第40条関係）

特 殊 文 書 受 付 簿

收受年月日	種 類	引受局番号	差 出 人	宛 先	備 考
・ ・	1 2 3 4 5 6 7				
・ ・	1 2 3 4 5 6 7				
・ ・	1 2 3 4 5 6 7				
・ ・	1 2 3 4 5 6 7				
・ ・	1 2 3 4 5 6 7				
・ ・	1 2 3 4 5 6 7				

注 「種類」欄は、1は配達証明郵便を、2は特別送達郵便を、3は書留郵便（配達時間帯指定郵便に限る。）を、4は現金書留郵便（3を除く。）を、5は簡易書留郵便を、6は書留郵便（1から5までを除く。）を、7は電報をそれぞれ示し、該当するものの数字を○で囲むこと。

改正案	現行
<p>徳島県教育委員会公文書管理規程</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 課等</p> <p>第一節 公文書の收受等（第七条―第十条）</p> <p>第二節 文書の作成等（第十一条―第二十一条）</p> <p>第三節 公文書の施行（第二十二条―第二十六条）</p> <p>第四節 公文書の整理、保存及び移管又は廃棄（第二十七条―第三十六条）</p> <p>第五節 管理状況の報告等（第三十七条―第三十九条）</p> <p>第三章 教育機関における公文書の管理</p> <p>第一節 公文書の收受等（第四十条・第四十一条）</p> <p>第二節 文書の作成等（第四十二条・第四十三条）</p> <p>第三節 公文書の施行（第四十四条）</p> <p>第四節 公文書の整理、保存及び移管又は廃棄（第四十五条）</p> <p>第五節 管理状況の報告等（第四十六条）</p> <p>第四章 雑則（第四十七条―第四十九条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規程は、徳島県公文書等の管理に関する条例（令和五年徳島県条例第十七号。以下「管理条例」という。）<u>（第十一條第一項の規定に基づき、公文書の管理に関し必要な事項を定めるものとする。）</u></p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 課 徳島県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年徳島県教育委員会規則第四号。以下「組織規則」という。）<u>（第五條第一項に規定する課及び室をいう。）</u></p> <p>二 課等 課及び組織規則第五條の二に規定する課内室をいう。</p> <p>三 教育機関 組織規則第四條第二号に規定する教育機関及び徳島県立学校設置条例（昭和三十九年徳島県条例第五十五号）<u>（第二條に規定する徳島県立学校をいう。）</u></p> <p>四 公文書 管理条例第二條第二項に規定する公文書のうち、教育委員会事務局及び教育機関の職員が職務上作成し、又は取得したものをいう。</p>	<p>徳島県教育委員会文書規程</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 教育委員会事務局における文書の取扱い</p> <p>第一節 文書の收受等（第五条―第七条）</p> <p>第二節 文書の作成等（第八条―第十七条）</p> <p>第三節 文書の施行（第十八条―第二十三条）</p> <p>第四節 文書の整理、保存及び 廃棄（第二十四条―第三十条）</p> <p>（新設）</p> <p>第三章 教育機関における文書の取扱い</p> <p>第一節 文書の收受等（第三十一条―第三十三条）</p> <p>第二節 文書の作成等（第三十四条―第四十一条）</p> <p>第三節 文書の施行（第四十二条―第四十五条）</p> <p>第四節 文書の整理、保存及び 廃棄（第四十六条―第五十条）</p> <p>（新設）</p> <p>第四章 補則（第五十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規程は、徳島県教育委員会公文書管理規則（平成十三年徳島県教育委員会規則第十号）その他別に定めがあるもののほか、文書事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 文書 徳島県教育委員会公文書管理規則第二條第一号に規定する公文書をいう。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

<p>五 電子文書 公文書のうち電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）である</p>	<p>二 電子文書 文書のうち電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、書式情報（文書の体裁に関する情報をいう。）を含めて磁気ディスク等に記録されているものをいう。</p>
<p>六 紙文書 公文書のうち電子文書以外のものをいう</p>	<p>三 電子署名 電子計算機による情報処理の用に供される電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>イ 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。</p> <p>ロ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。</p>
<p>七 電子決裁・文書管理システム 電子計算機を利用して公文書の立案、決裁、保存、廃棄その他公文書の管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。</p> <p>八 電子決裁 電子決裁・文書管理システムの機能を利用して電子的方法により行われる電子文書の決裁をいう。</p> <p>（削除）</p>	<p>四 電子決裁・文書管理システム 電子計算機を利用して文書の立案、決裁、保存、廃棄その他文書事務の処理を行うシステムをいう。</p> <p>五 電子決裁 電子決裁・文書管理システムの機能を利用して電子的方法により行われる電子文書の決裁をいう。</p> <p>六 システム完結電子文書 教育委員会事務局にあつては第九条第一項、教育機関にあつては第三十五条第一項の規定による立案がなされ、かつ、当該立案に係る電子決裁・文書管理システムによる処理が完結した電子文書をいう。</p> <p>（新設）</p>
<p>2 前項に定めるもののほか、この規程において使用する用語は、管理条例において使用する用語の例による。</p> <p>（公文書の管理体制）</p> <p>第三条 教育政策課長は、公文書の管理に関する事務を総括する。</p> <p>2 所屬（課等及び教育機関をいう。以下同じ。）の長（以下「所屬長」という。）は、当該所屬における公文書の管理に関する事務を総括する。</p>	<p>（新設）</p> <p>（文書取扱責任者及び文書整理担当者）</p> <p>第三条 教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の課（徳島県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年徳島県教育委員会規則第四号。以下「組織規則」という。）第五条に規定する課及び室並びに組織規則第五条の二に規定する課内室（以下「課内室」という。）をいう。以下「課」という。）及び教育機関（同規則第三章に規定する教育機関並びに徳島県立学校設置条例（昭和三十九年徳島県条例第五十五号）第二条に規定する県立学校をいう。）に、文書取扱責任者（以下「責任者」という。）及び文書整理担当者（以下「担当者」という。）を置く。</p>
<p>（公文書取扱責任者及び公文書整理担当者）</p> <p>第四条 所屬に、公文書取扱責任者</p> <p>2 課等の責任者は課の副課長（組織規則第五条に規定する室にあつては、当該室の長が指定する者</p> <p>「責任者」という。）及び公文書整理担当者（以下「担当者」という。）を置く。</p>	<p>2 課の責任者 は 副課長並びに室（組織規則第五条に規定する室をいう。</p>

<p>() をもって充て、課等の担当者¹は当該課等の長²の指定する者とする。</p> <p>3 教育機関の責任者及び担当者は、それぞれ当該教育機関の長が指名する者</p> <p>4 責任者は、所属長の命を受けて、所属における次に掲げる事務を処理する。</p> <p>一 公文書の審査に關すること。</p> <p>二 公文書の処理の促進及び改善に關すること。</p> <p>三 公文書の整理、保存及び移管又は廃棄に關すること。</p> <p>四 公文書ファイル管理簿の作成に關すること。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理に關すること。</p> <p>5 担当者は、責任者の指示を受けて、前項各号に掲げる事務を補助する。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第五条 職員は、管理条例の趣旨にのっとり、所属長の指示に従い、公文書に係る事務を迅速かつ適正に処理するとともに、公文書を適正に管理しなければならない。</p>	<p>() 及び課内室の長が指定する者をもつて充て、課の担当者¹は課長(課の長をいう。以下同じ。)の指定する者とする。</p> <p>3 教育機関の責任者及び担当者は、それぞれ教育機関の次長(副所長を含む。以下同じ。)及び庶務担当の係長をもつて充てる。ただし、二人以上の次長が置かれている教育機関にあつては所属長(教育機関の長をいう。以下同じ。)の指定する次長を責任者とし、次長又は庶務担当の係長が置かれていない教育機関にあつては所属長の指定する者をそれぞれ責任者又は担当者とする。</p> <p>4 責任者は、課長又は所属長の命を受けて、課又は教育機関における次に掲げる事務を処理する。</p> <p>一 文書の審査に關すること。</p> <p>二 文書事務の進行管理及び改善に關すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5 担当者は、責任者の指示を受けて、前項各号に掲げる事務を補助する。</p>
<p>(公文書の記号、番号等)</p> <p>第六条 規則、告示、訓令、達及び指令には、それぞれ、¹「徳島県教育委員会規則」、²「徳島県教育委員会告示」、³「徳島県教育委員会訓令」、⁴「徳島県教育委員会教育長訓令」、⁵「徳島県教育委員会達」、⁶「徳島県教育委員会指令」と付するものとする。</p> <p>2 次の各号に掲げる公文書には、それぞれ当該各号に定めるところにより、記号を付するものとする。</p> <p>一 達及び指令 それぞれ「徳島県教育委員会達」、「徳島県教育委員会教育長達」及び「徳島県教育委員会指令」の次に、課等における達及び指令については次号に規定する記号を、教育機関における達及び指令については第三号に規定する記号を付すること。</p> <p>二 課等 において課等の名又は課等の長の名以上で発する公文書(前項に規定する公文書を除く。</p> <p>() 別に例式があるものを除き、「教」と課等の名の頭字を合わせたものを付すること。ただし、課等の名の頭字の同じ課等が二以上あるときは、「教」と課等の名のうち教育政策課長が指定する他の</p>	<p>(文書の記号、番号等)</p> <p>第四条 条例、規則、告示、訓令、達及び指令には、それぞれ、「徳島県条例」、「徳島県教育委員会規則」、「徳島県教育委員会告示」、「徳島県教育委員会訓令」、「徳島県教育委員会教育長訓令」、「徳島県教育委員会達」、「徳島県教育委員会指令」と付けるものとする。</p> <p>2 次の各号に掲げる文書には、それぞれ当該各号に定めるところにより、記号を付けるものとする。</p> <p>一 達及び指令 それぞれ「徳島県教育委員会達」、「徳島県教育委員会教育長達」及び「徳島県教育委員会指令」の次に、事務局における達及び指令については次号に規定する記号を、教育機関における達及び指令については第四号に規定する記号を付けること。</p> <p>二 事務局 において委員会名、教育長名又は副教育長名で発する文書(前号に規定する文書を除く。</p> <p>() 別に例式があるものを除き、「教」の次に課名の頭字を付けること。ただし、課名の頭字の同じ課が二以上あるときは、教育政策課長が指定する一字</p>

<p>一字を合わせたものを付すること。 (削除)</p> <p>三 教育機関において教育機関の名又は教育機関の長の名以上で発する公文書（第一号に掲げる公文書を除く。）別に例式があるものを除き、別表第一に定める記号を付すること。</p> <p>3 前項第二号 又は第三号に掲げる公文書のうち、秘密に属する公文書には、同項第二号又は第三号の規定により付された記号の次に「秘」と付するものとする。</p> <p>4 次の各号に掲げる公文書には、それぞれ当該各号に定めるところにより、番号を付するものとする。</p> <p>一 規則、告示及び訓令 その種類ごとに暦年による一連番号を付すること。 (削除)</p> <p>二 第二項各号に掲げる公文書 課等又は教育機関の長が別に定めるものを除き、電子決裁・文書管理システムにより、課等又は教育機関ごとに年度による一連番号を付すること。</p> <p>5 前項第二号に掲げる公文書 について、電子決裁・文書管理システムにより番号を付することが困難である場合は、当該公文書については、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる公文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより、番号を付するものとする。ただし、課等又は教育機関の長が別に定めるものについては、この限りでない。</p> <p>一 達 達番号簿（様式第一号）により、課等又は教育機関ごとに年度による一連番号を付すること。</p> <p>二 達以外の公文書 文書発送番号簿（様式第二号）により、課等又は教育機関ごとに年度による一連番号を付すること。</p> <p>6 第二項及び前二項の規定にかかわらず、記号若しくは番号を付することが適当でないと認められる公文書又は軽易な公文書には、これを省略することができる。</p>	<p>を付すること。 三 課名 又は課長名 で発する文書 には、別に例式があるものを除き、前号に規定する記号の次に「課」又は「室」の文字を付けること。</p> <p>四 教育機関において教育機関名 又は所属長名 以上で発する文書 （第一号に掲げる文書を除く。）別に例式があるものを除き、別表に定める記号を付けること。</p> <p>3 前項第二号、第三号又は第四号に掲げる文書のうち、秘密に属する文書 には、同項第二号、第三号又は第四号の規定により付けられた記号の次に「秘」と付けるものとする。</p> <p>4 次の各号に掲げる文書 には、それぞれ当該各号に定めるところにより、番号を付するものとする。</p> <p>一 条例、規則及び告示 その種類ごとに暦年による一連番号を付けること。</p> <p>二 訓令 訓令番号簿（様式第一号）により、暦年による一連番号を付けること。</p> <p>三 第二項各号に掲げる文書 別に例式があるものを除き、電子決裁・文書管理システムにより、課 又は教育機関ごとに年度による一連番号を付けること。</p> <p>5 前項第三号に掲げる文書（別に例式があるものを除く。）について、電子決裁・文書管理システムにより番号を付けることが困難な 場合は、当該文書 については同項 の規定にかかわらず、次の各号に掲げる文書 の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより、番号を付けるものとする。</p> <p>一 達 達番号簿（様式第一号の二）により、事務局又は教育機関ごとに年度による一連番号を付けること。</p> <p>二 達以外の文書 事務局においては文書発送番号簿（様式第二号）により課 ごとに教育機関においては文書件名簿（様式第三号）により教育機関ごとに、年度による一連番号を付けること。</p> <p>6 第二項及び前二項の規定にかかわらず、記号若しくは番号を付けることが適当でないと認められる文書又は軽易な文書 には、これを省略することができる。</p>
<p>第二章 課等 における公文書の管理</p> <p>第一節 公文書の收受等</p> <p>第七條 教育委員会事務局に到着した紙文書（課等に直接到着したものを除く。）は、教育政策課 において受領</p>	<p>第二章 事務局 における文書の取扱い</p> <p>第一節 文書 の收受等</p> <p>第五條 事務局 に到着した文書（課 政策課（以下「教育政策課」という。）において收受</p>

<p>し、次 〓に定めるところにより、処理しなければならない。</p> <p>一 〓 開封しないで、主務課等（主務課その他当該公文書を処理することが適当であると認められる課等をいう。以下同じ。）に配布すること。ただし、開封しなければ主務課等の明らかでないものは、開封すること</p> <p>二 〓 開封した紙文書のうち、教育政策課長が別に定めるものは、その余白に收受印を押印し、主務課等に配布すること。</p> <p>三 〓 配達証明郵便、特別送達郵便その他の書留郵便及び電報は、特殊文書配布簿（様式三号）に記録すること。</p> <p>四 〓 收受の日時が権利の得喪、変更等に関係があると認められる紙文書は、受領時刻を記入すること。</p> <p>（削除）</p>	<p>（郵便料金の未納又は不足の紙文書）</p> <p>第八条 郵便料金の未納又は不足の紙文書が到着した場合は、発信者が官公署であるときその他受領することが適当であると認められるときに限り、その未納又は不足の料金を納付して受領するものとする。</p> <p>（配布紙文書等の收受等）</p> <p>第九条 第七条第一号又は第二号の規定により配布された紙文書及び課等に直接到着した紙文書のうち、当該課等の分掌に属さないものは、直ちに主務課等に回付し、又は教育政策課に返付しなければならない。</p>	<p>2 〓 第七条第一号又は第二号の規定により配布された紙文書及び課等に直接到着した紙文書（前項の規定により回付し、又は返付したものを除く。）並びに前項の規定により回付された紙文書は、同号の規定により收受印が押印されたもの及び軽易なものを除き、主務課等の收受印を押印しなければならない。</p> <p>3 〓 前項の紙文書は、定例的又は軽易なものを除き、直ちに課等の長その他上位の職にある者の閲覧に供し、</p>
<p>し、次の各号に定めるところにより、処理しなければならない。</p> <p>一 〓 書留（親展書留を除く。）は、開封しないで、主務課等（主務課その他当該文書を処理することが適当と認められる課）をいう。以下同じ。）に配布すること。ただし、課又は課長宛ての文書で国又は地方公共団体からのもの及び事務局又は教育次長以上宛ての文書は、開封の上、事務局又は教育次長以上宛ての文書にあつてはその余白に收受印（様式第四号）を押印し、かつ、文書受付簿（様式第五号）により、各課ごとに年度による一連番号を付けた上、主務課等に配布すること。この場合において、事務局又は教育次長以上宛ての文書が、請求書、領収書、定例の報告書、図書の送り状その他軽易な文書であるときは、文書受付簿の記載を要しないものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>二 〓 親展文書、書留 及び電報は、特殊文書配布簿（様式第六号）に記録すること。</p> <p>三 〓 收受の日時が権利の得喪、変更等に関係があると認められる文書は、收受時刻を記入すること。</p> <p>四 〓 電子文書は、主務課等に転送すること。</p>	<p>（郵便料金の未納又は不足の文書）</p> <p>第六条 郵便料金の未納又は不足の文書が到着した場合は、発信者が官公署であるときその他收受することが適当であると認められるときに限り、その未納又は不足の料金を納付して收受するものとする。</p> <p>（配布文書等の処理）</p> <p>第七条 第五条第一号又は第二号の規定により配布された文書及び課に直接到着した文書（電磁的記録を除く。）は、課の分掌に属するものであることを確認の上、次に掲げる文書を除き、主務課收受印を押印しなければならない。</p> <p>一 〓 親展文書</p> <p>二 〓 軽易な文書</p> <p>三 〓 第五条第一号の規定により收受印が押印された文書</p>	<p>2 〓 第五条第四号の規定により転送された電子文書及び課に直接到着した電子文書は、課の分掌に属するものであることを確認の上、軽易なものを除き、電子文書のファイル名に收受した年月日を追記しなければならない。</p> <p>3 〓 前二項の文書は、定例的又は軽易なものを除き、直ちに課長の 〓の閲覧に供し、</p>

<p>その指示を受けなければならない。</p>	<p>(電子文書の收受等)</p> <p>第十条 電子文書は、電子メール（徳島県教育情報ネットワーク又は県庁総合サービスネットワーク上のグループウェアのメール機能をいう。以下同じ。）による送信その他の電気通信回線を用いる方法により送付される電磁的記録を受信し、又は記録媒体を受け取ることににより、課等において受領する。</p> <p>2 前項の規定により受領した電子文書のうち、当該課等の分掌に属さないものは、直ちに主務課等に転送し、又は記録媒体を回付しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により受領した電子文書（前項の規定により転送し、又は記録媒体を回付したものを除く。）及び前項の規定により転送され、又は記録媒体を回付された電子文書は、軽易なものを除き、そのファイル名に收受した日を追記し、又は記録媒体に收受した日を物理的方法により記入しなければならない。</p> <p>4 前条第三項の規定は、前項の電子文書について準用する。</p>	<p>その指示を受けなければならない。</p>
<p>第二節 文書の作成等</p> <p>(文書主義の原則)</p> <p>第十一条 職員は、課等の長の指示に従い、管理条例第四十条の規定に基づき、同条例第一条の目的の達成に資するため、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるように、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。</p>	<p>(立案)</p> <p>第二節 文書の作成等</p> <p>第八条 文書による意思決定は、立案によって行うものとする。</p>	<p>(立案の方法)</p> <p>第九条 立案は、電子決裁・文書管理システムに文書の件名、立案年月日、分類記号、保存期間、立案者名、文案、事案の処理に必要な書類等（以下「文書件名等」という。）を登録する方法により行わなければならない。ただし、事案の処理に必要な書類については、当該書類が大量である等の理由により電子決裁・文書管理システムに登録することが困難であると主務課長が認める場合は、登録することを要しない。この場合においては、当該登録が困難と認められる書類（第十三条第四項において「登録が困難な書類」という。）は、同項の規定により回議しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事案に係る立案は、電子決裁・文書管理システムに文書件名等（文案及び事案の処理に必要な書類を除く。）を登録する方法により作成した立案用紙（様式第七号）によってすることができる。</p> <p>一 秘密に属する事案である等の理由により電子決裁</p>
<p>(公文書の立案)</p> <p>第十二条 公文書の立案は、電子決裁・文書管理システムに公文書の件名、立案日、分類記号、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置、立案者名、文案、事案の処理に必要な書類等（以下「文書件名等」という。）を登録する方法により行わなければならない。ただし、事案の処理に必要な書類については、当該書類が大量である等の理由により電子決裁・文書管理システムに登録することが困難であると主務課等の長が認める場合は、登録することを要しない。この場合においては、当該登録することが困難であると認められる書類（第十七条第四項において「登録が困難な書類」という。）は、同項の規定により回議しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事案に係る立案は、電子決裁・文書管理システムに文書件名等（文案及び事案の処理に必要な書類を除く。）を登録する方法により作成した立案用紙（様式第四号）によってすることができる。</p> <p>一 秘密に属する事案である等の理由により電子決裁</p>	<p>(立案の方法)</p> <p>第九条 立案は、電子決裁・文書管理システムに文書の件名、立案年月日、分類記号、保存期間、立案者名、文案、事案の処理に必要な書類等（以下「文書件名等」という。）を登録する方法により行わなければならない。ただし、事案の処理に必要な書類については、当該書類が大量である等の理由により電子決裁・文書管理システムに登録することが困難であると主務課長が認める場合は、登録することを要しない。この場合においては、当該登録が困難と認められる書類（第十三条第四項において「登録が困難な書類」という。）は、同項の規定により回議しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事案に係る立案は、電子決裁・文書管理システムに文書件名等（文案及び事案の処理に必要な書類を除く。）を登録する方法により作成した立案用紙（様式第七号）によってすることができる。</p> <p>一 秘密に属する事案である等の理由により電子決裁</p>	<p>その指示を受けなければならない。</p>

<p>・文書管理システムに文案を登録することが適当でない」と主務課等の長が認める事案</p> <p>二 電子決裁・文書管理システム以外の専用システム（電子計算機を利用して特定の事案の処理を行うシステムをいう。以下「専用システム」という。）を利用して文案を作成するため、電子決裁・文書管理システムに文案を登録することが事務の効率性を著しく損なうおそれがあると主務課等の長が認める事案</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、前項に規定する方法により立案することが困難であるものとして、教育政策課長が別に定める事案</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる事案に係る立案は、それぞれ当該各号に定める方法により行うことができる。</p> <p>一 規則その他の規程（この規程を除く。）で立案の様式を定めている事案 当該様式を用いる方法</p> <p>二 専用システムに立案の様式が登録されている事案 当該様式を用いる方法</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、軽易な事案その他の教育政策課長が別に定める事案 教育政策課長が別に定める方法</p>	<p>・文書管理システムに文案を登録することが適当でない」と主務課長が認める事案</p> <p>二 電子決裁・文書管理システム以外の専用システム（電子計算機を利用して特定の事案の処理を行うシステムをいう。第三十五条第二項第二号において同じ。）を利用して文案を作成するため、電子決裁・文書管理システムに文案を登録することが事務の効率性を著しく損なうおそれがあると主務課長が認める事案</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、前項に規定する方法により立案することが困難なものとして、教育政策課長が別に定める事案</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる事案に係る立案は、それぞれ当該各号に定める方法により行うことができる。</p> <p>一 規則その他の規程（この訓令を除く。）で立案の様式を定めている事案 当該様式を用いる方法</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、軽易な事案その他の教育政策課長が別に定める事案 教育政策課長が別に定める方法</p> <p>（新設）</p>
<p>（条例等に係る予備審査）</p> <p>第十三条 条例、規則又は訓令の立案に当たっては、教育政策課長又はその指定する者の予備審査を受け、これに基づいて立案しなければならない。</p>	<p>（条例等に係る予備審査）</p> <p>第九条の二 条例、規則又は訓令の立案に当たっては、教育政策課長又はその指定する者の予備審査を受け、これに基づいて立案しなければならない。</p>
<p>（公文書の発信者名）</p> <p>第十四条 庁外に発する公文書の発信者名は、<u>教育委員会名又は教育長名を用いるものとする。</u>ただし、<u>事案の性質又は内容により、副教育長名、課長名等を用いることができる。</u></p>	<p>（文書）の発信者名）</p> <p>第十条 文書は、<u>法令その他特別の定めによる場合を除き、委員会名又は教育長名を用いるものとする。</u>ただし、<u>事案の性質又は内容により、副教育長名、課長名又は課長名を用いることができる。</u></p>
<p>（例文登録）</p> <p>第十五条 主務課等の長は、<u>教育委員会名又は教育長名で発する公文書のうち、常例の文案（以下「例文」という。）については、教育政策課長の審査を受け、例文登録台帳に、その登録を受けることができる。</u></p>	<p>（例文登録）</p> <p>第十一条 主務課長は、<u>委員会名又は教育長名で発する文書のうち、常例の文案（以下「例文」という。）については、教育政策課長の審査を受け、例文登録台帳に、その登録を受けることができる。</u></p>
<p>（立案上の留意点）</p> <p>第十六条 公文書の立案は、次に掲げる要領によるものとする。</p> <p>一 立案は、<u>明確かつ平易に表現すること。</u></p> <p>二 公文書の書き方は、<u>左横書きとすること。</u>ただし、<u>条例、規則、告示、訓令その他縦書きを通例とするものを除く。</u></p> <p>三 用字及び用語は、<u>常用漢字表（平成二十二年内閣告示第二号）、現代仮名遣い（昭和六十一年内閣告示第二号）、現代仮名遣い（昭和六十一年内閣告示第二号）、現代仮名遣い（昭和六十一年内閣告示第二号）、現代仮名遣い（昭和六十一年内閣告示第二号）</u></p>	<p>（立案上の留意点）</p> <p>第十二条 文書の立案は、次に掲げる要領によるものとする。</p> <p>一 立案は、<u>明確かつ平易に表現すること。</u></p> <p>二 文書の書き方は、<u>左横書きとすること。</u>ただし、<u>条例、規則、告示、訓令その他縦書きを通例とするものを除く。</u></p> <p>三 用字及び用語は、<u>常用漢字表（平成二十二年内閣告示第二号）、現代仮名遣い（昭和六十一年内閣告示第二号）、現代仮名遣い（昭和六十一年内閣告示第二号）、現代仮名遣い（昭和六十一年内閣告示第二号）、現代仮名遣い（昭和六十一年内閣告示第二号）</u></p>

<p>示(第一号)及び送り仮名の付け方(昭和四十八年内閣告示第二号)によること。</p> <p>四 例文のあるものは、これによること。</p> <p>五 重要なもの又は異例なものについて立案の趣旨を説明する必要があると認められる場合は、処理案の前にその趣旨を簡明に登録し、又は記述するとともに、関係法規その他参考となる事項を登録し、又は付記し、関係書類があるときは、これを添付すること。</p> <p>六 第十二条第一項又は第二項の規定による立案の場合において、当該立案の内容に個人に関する情報が含まれているときその他の当該立案に係る電子文書及び同条第一項又は第二項の規定により登録された文書件名等の閲覧の制限を行う必要があるときは、電子決裁・文書管理システムの所定の欄にその旨を登録すること。</p> <p>七 第十二条第一項の規定による立案の場合において、同一事案で立案を重ねるものは、適宜、当該事案についてそれまでに行われた立案に係る書類を電子決裁・文書管理システムにおいて閲覧することができるようにし、又は次条第四項の規定の例により回議すること。</p> <p>八 第十二条第二項又は第三項の規定による立案の場合において、同一事案で立案を重ねるものは、適宜、当該事案についてそれまでに行われた立案に係る書類を添付すること。</p> <p>九 第十二条第一項後段の規定により回議する書類及び同条第二項又は第三項の規定による立案の場合における書類の整備は、次によること。</p> <p>イ 左方及び下方をそろえること。</p> <p>ロ 添付書類等で特に小さいものは、立案用紙大の用紙の中央部に貼ること。</p> <p>(削除)</p> <p>十 第十二条第一項後段の規定による回議及び同条第二項又は第三項の規定による立案の場合において、金額その他重要部分の字句を訂正したときは、その箇所に立案者の印を押すこと。</p>	<p>示(第一号)及び送り仮名の付け方(昭和四十八年内閣告示第二号)によること。</p> <p>四 例文のあるものは、これによること。</p> <p>五 重要なもの又は異例なものについて立案の趣旨を説明する必要があると認められる場合は、処理案の前にその趣旨を簡明に登録し、又は記述するとともに、関係法規その他参考となる事項を登録し、又は付記し、関係書類があるときは、これを添付すること。</p> <p>六 第九条第一項及び第二項の規定による立案の場合において、当該立案の内容に個人に関する情報が含まれているときその他の当該立案に係るシステム完結電子文書並びに同条第一項及び第二項の規定により登録された文書件名等の閲覧の制限を行う必要があるときは、電子決裁・文書管理システムの所定の欄にその旨を登録すること。</p> <p>七 第九条第一項の規定による立案の場合において、同一事案で立案を重ねるものは、適宜、当該事案についてそれまでに行われた立案に係る書類を電子決裁・文書管理システムにおいて閲覧することができるようにし、又は次条第四項の規定の例により回議すること。</p> <p>八 第九条第二項及び第三項の規定による立案の場合において、同一事案で立案を重ねるものは、適宜、当該事案についてそれまでに行われた立案に係る書類を添付すること。</p> <p>九 第九条第一項後段の規定により回議する書類並びに同条第二項及び第三項の規定による立案の場合における文書の整備は、次によること。</p> <p>イ 左方及び下方をそろえること。</p> <p>ロ 添付書類等で特に小さいものは、立案用紙大の用紙の中央部にはること。</p> <p>ハ 地図、写真等は、袋に入れること。</p> <p>十 第九条第一項後段の規定による回議並びに同条第二項及び第三項の規定による立案の場合において、金額その他重要部分の字句を訂正したときは、その箇所に押印すること。</p>
<p>(回議)</p> <p>第十七条 立案文書は、原則として、下位の職にある者から上位の職にある者に順次回議しなければならない。ただし、担当リーダー以外の担当に属する職員の回議の順序については、この限りでない。</p> <p>2 前項の場合において、他の所属又は実施機関に回議しなければならないものについては、主務課等における回議を経た後、他の所属又は実施機関に回議しなければならない。</p> <p>3 前二項の規定により立案文書を回議するときは、電子決裁・文書管理システムを利用して行わなければならない。ただし、第十二条第二項又は第三項に規定す</p>	<p>(回議)</p> <p>第十三条 立案文書は、原則として、下位の職にある者から上位の職にある者に順次回議しなければならない。ただし、担当リーダー以外の担当に属する職員の回議の順序については、この限りでない。</p> <p>2 前項の場合において、他の課又は部に回議しなければならないものについては、主務課又は教育長の回議を経た後、他の課又は部に回議しなければならない。</p> <p>3 前二項の規定により立案文書を回議するときは、電子決裁・文書管理システムを利用して行わなければならない。ただし、第九条第二項及び第三項に規定す</p>

<p>る方法により立案する場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項本文の場合において、登録が困難な書類があるときは、同項本文の規定にかかわらず、教育政策課長が別に定める方法により、当該登録が困難な書類を回議しなければならない。</p> <p>5 至急処理を要する立案文書を回議するときは、第十二条第一項の規定による立案に係る立案文書にあっては電子決裁・文書管理システムの欄にその旨を登録し、同条第二項又は第三項の規定による立案に係る立案文書にあっては当該立案文書の左上欄にその旨を記入した付箋を貼り付けなければならない。</p> <p>6 第十二条第二項又は第三項の規定による立案に係る立案文書のうち、即時処理を要する立案文書、説明を要する立案文書又は特に重要な立案文書は、立案者又は課長の指定する者が自ら持ち回って、回議しなければならない。</p> <p>7 第十二条第二項又は第三項の規定による立案に係る立案文書のうち秘密に属する立案文書は、袋に入れて回議し、その取扱いに特に注意しなければならない。</p>	<p>る方法により立案する場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項本文の場合において、登録が困難な書類があるときは、同項本文の規定にかかわらず、教育政策課長が別に定める方法により、当該登録が困難な書類を回議しなければならない。</p> <p>5 至急処理を要する立案文書を回議するときは、第九条第一項の規定による立案に係る立案文書にあっては電子決裁・文書管理システムの欄にその旨を登録し、同条第二項及び第三項の規定による立案に係る立案文書にあっては当該立案文書の左上欄に、その旨を記入した付せんを貼り付けなければならない。</p> <p>6 第九条第二項及び第三項の規定による立案に係る立案文書のうち、即時処理を要する立案文書、説明を要する立案文書又は特に重要な立案文書は、立案者又は課長の指定する者が自ら持ち回って、回議しなければならない。</p> <p>7 第九条第二項及び第三項の規定による立案に係る立案文書のうち秘密に属する立案文書は、袋に入れて回議し、その取扱いに特に注意しなければならない。</p>
<p>(回議文書の処理)</p> <p>第十八条 回議を受けた立案文書は、遅滞なく処理しなければならない。</p> <p>2 前項の立案文書について異議がある場合は、立案者と協議しなければならない。ただし、立案者が不在の場合又は異議に係る事項が軽微である場合は、第十二条第一項の規定による立案に係る立案文書にあっては電子決裁・文書管理システムの欄に意見を登録し、同条第二項又は第三項の規定による立案に係る立案文書にあっては付箋に意見を記述して、当該立案文書の欄外に貼り付けることができる。</p>	<p>(回議文書の処理)</p> <p>第十四条 回議を受けた立案文書は、遅滞なく処理しなければならない。</p> <p>2 前項の立案文書について異議がある場合は、立案者と協議しなければならない。ただし、立案者が不在の場合又は異議に係る事項が軽微である場合は、第九条第一項の規定による立案に係る立案文書にあっては電子決裁・文書管理システムの欄に意見を登録し、同条第二項及び第三項の規定による立案に係る立案文書にあっては付せんに意見を記述して、当該立案文書の欄外にはり付けることができる。</p>
<p>(重大な修正があった場合等の通知)</p> <p>第十九条 回議の結果、立案文書の内容について重大な修正が行われた場合又は廃案となった場合は、回議した者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(条例等の回議)</p> <p>第二十条 条例、規則又は訓令の制定又は改廃に係る立案文書については、第十七条第一項及び第二項の規定による回議を経た後、教育政策課長及び副教育長(訓令の軽易な改正にあっては、教育政策課長)へ回議し、その審査を受けなければならない。</p> <p>2 告示に係る立案文書(登録例文に係るものを除く。)(については、第十七条第一項及び第二項の規定による回議を経た後、教育政策課長(特に重要な告示にあっては、教育政策課長及び副教育長)へ回議し、その審査を受けなければならない。</p>	<p>(重大な修正があった場合等の通知)</p> <p>第十五条 回議の結果、立案文書の内容について重大な修正が行われた場合又は廃案となった場合は、回議した者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(条例等の回議)</p> <p>第十六条 条例、規則又は訓令の制定又は改廃に係る立案文書については、第十三条第一項及び第二項の規定による回議を経た後、教育政策課長及び教育長(回議し、その審査を受けなければならない。</p> <p>2 告示に係る立案文書(登録例文に係るものを除く。)(については、第十三条第一項及び第二項の規定による回議を経た後、教育政策課長(特に重要な告示にあっては、教育政策課長及び教育長)へ回議し、その審査を受けなければならない。</p>
<p>(決裁日)の登録等)</p>	<p>(決裁年月日の登録等)</p>

<p>第二十一条 決裁された立案文書には、立案者において、決裁日 を登録し、又は記入しなければならない。</p>	<p>第三節 公文書の施行 (審査)</p> <p>第二十二条 教育委員会名又は教育長名 で発する施行文書については、次に掲げるものを除き、教育政策課の審査担当者の審査を受けなければならない。</p> <p>一 第二十条の規定による審査を受けたもの 二 登録例文(告示を除く。) 三 その他教育政策課長が別に定めるもの</p>	<p>(番号及び日付の登録等)</p> <p>第二十三条 施行文書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課等において、第六条第四項及び第五項に定めるところにより番号を登録し、又は記入するとともに、日付を登録し、又は記入するものとする。</p> <p>一 規則、告示及び訓令 教育政策課 二 その他課等の名又は課等の長の名以上で発する公文書 主務課等</p>	<p>(公文書の浄書及び照合)</p> <p>第二十四条 施行文書の浄書及び照合は、立案者において行うものとする。</p>	<p>(公印の押印等)</p> <p>第二十五条 浄書した紙文書</p> <p>一 には、徳島県教育委員会公印規程(昭和三十六年徳島県教育委員会訓令第十八号)の定めるところにより、公印 を押印しなければならない。ただし、次に掲げる紙文書については、この限りでない。</p> <p>一 書簡、祝辞、弔辞その他公印を押印しないことを通例とする紙文書 二 前号に掲げるもののほか、その性質又は内容により公印を押印することを要しないものとして教育政策課長が別に定める紙文書</p> <p>2 浄書した紙文書で公印を押印したものは、原議書と割印しなければならない。ただし、第十二条第一項の規定による立案に係る浄書した紙文書については、この限りでない。</p> <p>3 第一項ただし書の規定により公印の押印を省略する紙文書には、発信者名の下に「(公印省略)」の表示をするものとする。ただし、次に掲げる紙文書については、この限りでない。</p> <p>一 第一項第一号に掲げる紙文書</p>
<p>第十七条 決裁された立案文書には、立案者において、決裁年月日を登録し、又は記入しなければならない。</p>	<p>第三節 文書の施行 (審査)</p> <p>第十八条 委員会名、教育長名又は副教育長名で発する施行文書については、</p> <p>(新設) (新設) (新設)</p>	<p>(番号及び日付の登録等)</p> <p>第十九条 施行文書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課において、第四条第四項及び第五項に定めるところにより番号を登録し、又は記入するとともに、日付を登録し、又は記入するものとする。</p> <p>一 委員会名又は教育長名で発する文書 教育政策課 二 その他課名又は課長名 で発する文書 主務課</p>	<p>(文書の浄書及び照合)</p> <p>第二十条 施行文書の浄書及び照合は、主務課において行うものとする。</p>	<p>(公印の押印等)</p> <p>第二十一条 浄書した文書(浄書した電子文書を除く。次項並びに第四十四条第一項及び第二項において同じ。)には、徳島県教育委員会公印規程(昭和三十六年徳島県教育委員会訓令第十八号)の定めるところにより、公印(契印を除く。以下この条及び第四十四条において同じ。)を押印しなければならない。ただし、次に掲げる文書 については、この限りでない。</p> <p>一 書簡、祝辞、弔辞その他公印を押印しないことを通例とする文書 二 前号に掲げるもののほか、その性質又は内容により公印を押印することを要しないものとして教育政策課長が別に定める文書</p> <p>2 浄書した文書 で公印を押印したものは、原議書と契印で割印しなければならない。ただし、第九条第一項の規定による立案に係る浄書した文書 については、この限りでない。</p> <p>3 第一項ただし書の規定により公印の押印を省略する文書 には、発信者名の下に「(公印省略)」の表示をするものとする。ただし、次に掲げる文書 については、この限りでない。</p> <p>一 第一項第一号に掲げる文書</p>

<p>二 県の機関に対する<u>紙文書</u></p> <p>4 浄書した電子文書のうち電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行うことが必要とされるものには、教育政策課長が別に定めるところにより、電子署名を行わなければならない。</p>	<p>（公文書の発送）</p> <p>第二十六条 公文書の発送は、主務課等において行うものとする。ただし、紙文書で宛先ごとに取りまとめて発送することが適当であるものについては、教育政策課において行うことができる。</p> <p>2 公文書を発送する者は、次の各号に掲げる立案の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める処理を行わなければならない。</p> <p>一 第十二条第一項の規定による立案 電子決裁・文書管理システムに<u>発送日</u>を登録すること。</p> <p>二 第十二条第二項の規定による立案 <u>発送日</u>を電子決裁・文書管理システムに登録し、かつ、立案文書に記入すること。</p> <p>三 第十二条第三項の規定による立案 立案文書に<u>送日</u>を登録し、又は記入すること。</p> <p>3 公印を押印しない公文書（次項に規定する電子文書を除く。）の発送については、教育政策課長が別に定めるところにより、次に掲げるいずれかの方法によることができる。</p> <p>一 電子決裁・文書管理システムによる送信</p> <p>二 電子メール</p> <p>三 徳島県オンラインストレージサービス（徳島県教育情報ネットワーク又は県庁総合サービスネットワーク）の管理者が運用する電磁的記録の送受信のためのシステムをいう。による送信</p> <p>四 前三号に掲げる方法のほか、徳島県教育情報ネットワーク又は県庁総合サービスネットワークの回線を利用する方法による送信</p> <p>五 ファクシミリによる送信</p> <p>4 前条第四項の規定により電子署名を行った電子文書の発送については、電子メールによる送信その他の電気通信回線を用いる方法により行うものとする。</p> <p>（削除）</p>	<p>二 県の機関に対する<u>文書</u></p> <p>4 浄書した電子文書のうち電子署名</p> <p>を行うことが必要とされるものには、教育政策課長が別に定めるところにより、電子署名を行わなければならない。</p>	<p>（文書の発送）</p> <p>第二十二條 文書の発送は、主務課において行うものとする。</p> <p>2 文書を発送する者は、次の各号に掲げる立案の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める処理を行わなければならない。</p> <p>一 第九条第一項の規定による立案 電子決裁・文書管理システムに<u>送年月日</u>を登録すること。</p> <p>二 第九条第二項の規定による立案 <u>送年月日</u>を電子決裁・文書管理システムに登録し、かつ、立案文書に記入すること。</p> <p>三 第九条第三項の規定による立案 立案文書に<u>送年月日</u>を記入すること。</p> <p>3 公印を押印しない文書（次項に規定する電子文書を除く。）の発送については、教育政策課長が別に定めるところにより、次に掲げるいずれかの方法によることができる。</p> <p>一 電子決裁・文書管理システムによる送信</p> <p>二 電子メール（県庁総合サービスネットワーク上のグループウェア及び教育情報ネットワークのメール機能をいう。以下同じ。）による送信</p> <p>三 徳島県オンラインストレージサービス（経営戦略部スマート県庁推進課長が運用する電磁的記録の送受信のためのシステムをいう。以下同じ。）による送信</p> <p>四 前三号に掲げる方法のほか、県庁総合サービスネットワークの回線を利用する方法による送信</p> <p>五 ファクシミリによる送信</p> <p>4 前条第四項の規定により電子署名を行った電子文書の発送については、当該電子文書の送受信を行うために整備された電子情報処理組織を利用して行うものとする。</p> <p>（電報の発信）</p>	<p>第四節 公文書の整理、保存及び移管又は廃棄（公文書ファイル管理情報の登録等）</p> <p>第二十七條 主務課等の長は、全ての公文書をいずれか</p>	<p>第四節 文書の整理、保存及び廃棄（ファイル管理表の作成等）</p> <p>第二十四條 主務課長は、毎年度当初に電子決裁・文書</p>
---	--	---	--	--	---

<p>の公文書ファイルにまとめ、管理することができるよう、毎年度当初までに電子決裁・文書管理システムに公文書ファイルの分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置、保存場所その他の公文書ファイルの管理に必要な情報（以下「公文書ファイル管理情報」という。）の登録を行わなければならない。</p> <p>2 主務課等の長は、前項の規定により登録した公文書ファイル管理情報を変更する必要があるときは、電子決裁・文書管理システムにより修正するものとする。</p>	<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>管理システムによりファイル管理表（様式第八号）を作成しなければならない。</p> <p>2 主務課長 は、前項の規定により作成したファイル管理表 を変更する必要があるときは、電子決裁・文書管理システムにより修正するものとする。</p>
<p>(保存のための整理)</p> <p>第二十五条 システム完結電子文書は、主務課において、電子決裁・文書管理システムに保存するため、ファイル管理表の第四分類及び年度ごとに整理するものとする。</p> <p>2 文書（電磁的記録を除く。以下この項において同じ。）は、主務課において保存のため整理し、保存期間が一年以上の文書については、ファイル管理表の第三分類又は第四分類及び年度（年度により難いものについては、暦年）ごとに簿冊とし、その背表紙に簿冊の単位とした分類を表示するものとする。</p>	<p>(保存のための整理)</p> <p>第二十六条 主務課長は、文書（電磁的記録にあつては、システム完結電子文書に限る。次条及び第二十九条において同じ。）のうちその保存期間が三十年のものについて、毎年度当初に三十年保存文書目録（様式第九号）を作成しなければならない。</p> <p>2 主務課長は、前項の規定により三十年保存文書目録を作成したときは、速やかに、その写し二部を教育政策課長に送付しなければならない。</p>	<p>(文書の引継ぎ等)</p> <p>第二十七条 主務課長は、保存期間が五年以上の文書について、当該文書を作成し、又は取得した日の属する年度の翌々年度中に教育政策課長に引き継がなければならない。ただし、秘密文書その他事務の処理上特に必要なものについては、教育政策課長と協議して必要な期間中、主務課で保存することができる。</p> <p>2 主務課長は、前項の規定により文書の引継ぎをする場合は、システム完結電子文書にあつては電子決裁・文書管理システム及び文書引継書（様式第十号）により、システム完結電子文書以外の文書にあつては文書引継書により、教育政策課長に引き継がなければならない。この場合において、引継ぎをする文書のうち保存期間が三十年のものについては、三十年保存文書目録を添付しなければならない。</p> <p>3 保存期間が三年以下の文書は、主務課において保存</p>	<p>(削除)</p>
<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>

(保存期間等)

- 第二十九条** 公文書の保存期間は、三十年、十年、五年、三年、一年及び一年未満の期間とし、その基準は、別表第二に定めるところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、常時使用する公文書については、保存期間を常用と設定し、必要な期間保存することができる。
- 3 前二項の規定は、法令に別段の定めのあるものについては、適用しない。
- 4 第一項の保存期間の起算日は、保存期間が一年以上の公文書にあつては当該公文書が作成され、又は取得された日の属する年度の翌年度の四月一日とし、保存期間が一年未満の公文書にあつては当該公文書が作成され、又は取得された日とする。
- 5 公文書ファイルの保存期間は、当該公文書ファイルにまとめられた公文書の保存期間とする。
- 6 前項の保存期間の起算日は、保存期間が一年以上の公文書ファイルにあつては公文書を公文書ファイルにまとめられた日のうち最も早い日（以下「ファイル作成日」という。）の属する年度の翌年度の四月一日とし、保存期間が一年未満の公文書ファイルにあつてはファイル作成日とする。

(公文書ファイル管理簿の作成及び公表)

第三十条 管理条例第七条第一項ただし書の公文書管理規程で定める期間は、一年とする。

- 2 主務課等の長は、公文書ファイル（保存期間が一年未満のものを除く。）について、次の各号に掲げる事項を記載した公文書ファイル管理簿（様式第六号）を作成しなければならない。
- 1 分類
 - 2 名称
 - 3 保存期間
 - 4 保存期間の満了する日
 - 5 保存期間が満了したときの措置
 - 6 保存場所
 - 7 ファイル作成日の属する年度
 - 8 記録媒体の種類
 - 9 主務課等
- 3 主務課等の長は、前項の規定により公文書ファイル管理簿を作成したときは、速やかに教育政策課長に送付しなければならない。
- 4 教育政策課長は、前項の規定により送付された公文書ファイル管理簿を、知事の事務部局の例により一般の閲覧に供するとともに、インターネットを利用する方法により公表しなければならない。

しなければならない。

(保存文書の借覧)

- 第二十八条** 前条第一項の規定により教育政策課長が引き継いだ文書（以下「保存文書」という。）のうちシステム完結電子文書以外のものを借覧しようとする者は、保存文書貸出カード（様式第十一号）に所要事項を記入し、教育政策課長の承認を受けなければならない。
- 2 借り受けた保存文書は、いかなる理由があつても、抜取り、訂正等をし、又は他人に貸与してはならない。
- 3 借り受けた保存文書を汚損し、又は亡失した場合は、直ちに教育政策課長に届け出て、その指示を受けなければならない。
- 4 教育政策課長は、貸し出した保存文書の返還を受けた場合は、保存文書貸出カードに返還年月日を記入するものとする。

(保存文書の廃棄等)

第二十九条 教育政策課長は、保存文書について保存期間が満了したときは、主務課長に通知しなければならない。この場合において、主務課長は保存期間を延長する必要があるかどうかを確認しなければならない。

- 2 主務課長は、その保存する文書について保存期間が満了したときは、保存期間を延長する必要があるかどうかを確認しなければならない。
- 3 主務課長は、保存期間が五年以上の文書について、保存期間が満了する前に廃棄しようとするときは、教育政策課長に協議しなければならない。
- 4 教育政策課長又は主務課長は、前三項の規定による確認又は協議の上、文書を廃棄しようとする場合において、当該文書の保存期間が五年以上であるときは、廃棄文書目録（様式第十二号）を作成し、徳島県立文書館長（以下「文書館長」という。）に送付しなければならない。
- 5 主務課長は、前項の廃棄文書目録に基づき文書館長から歴史的文化的価値を有する文書の選別について協議を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 6 教育政策課長又は主務課長は、前項の協議の結果歴史的文化的価値を有するものとして選別された文書については、速やかに、文書館長に引き渡さなければならない。

<p>第三十一條 教育政策課長は、主務課等において作成した公文書ファイル（保存期間が一年未満又は常用のものを除く。）について、当該公文書ファイルの保存期間の起算日が属する年度中に、当該公文書ファイルを管理する権限を主務課等の長から引き継ぐものとする。</p>	<p>7 教育政策課長又は主務課長は、前項の規定により文書館長に引き渡すものを除き、第一項から第三項までの規定による確認又は協議を経た文書を廃棄するものとし、廃棄に当たっては、廃棄する文書が不正に使用されないことがないよう、その廃棄の方法について十分留意しなければならない。</p>
<p>(公文書ファイルの管理権限の引継ぎ)</p> <p>第三十二條 教育政策課長は、前条第一項の規定により引継ぎを受けた公文書ファイル（以下「保存公文書ファイル」という。）を公文書ファイル管理簿に定める保存場所において保存するものとする。</p> <p>2 前項の規定による管理権限の引継ぎは、電子決裁・文書管理システムにより行うものとする。ただし、紙文書をまとめた公文書ファイルその他の電子決裁・文書管理システムにより管理権限の引継ぎを行うことができない公文書ファイルについては、教育政策課長が別に定める方法によるものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(保存公文書ファイルの保存)</p> <p>第三十三條 主務課等の長は、次に掲げる保存公文書ファイルについて、その必要な限度において一定の期間を定めて、保存期間を延長するよう教育政策課長に申し出ることができる。</p> <p>2 主務課等の長は、当該主務課等において保存することとされた保存公文書ファイルについて、教育政策課長の指示に従い、これを適切に保存しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(公文書ファイルの保存期間の延長)</p> <p>第三十三條 主務課等の長は、次に掲げる保存公文書ファイルについて、その必要な限度において一定の期間を定めて、保存期間を延長するよう教育政策課長に申し出ることができる。</p> <p>一 現に監査、検査等の対象となっているもの</p> <p>二 現に係属している不服申立て又は訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの</p> <p>三 徳島県情報公開条例（平成十三年徳島県条例第一号）第六条第一項に規定する公開請求があつたもの</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、事務処理上その保存期間を延長する必要があると主務課等の長が認めるもの</p> <p>2 前項の規定による申出を受けた教育政策課長は、当該申出が適当であると認めるときは、電子決裁・文書管理システムにより当該保存公文書ファイルの公文書ファイル管理情報を変更してその保存期間を延長するとともに、公文書ファイル管理簿の当該保存公文書ファイルに係る保存期間及び保存期間の満了する日を修</p>	<p>(新設)</p>

3| 主務課等の長は、当該主務課等において保存する保存公文書ファイルについて前項の規定により保存期間が延長されたときは、教育政策課長の指示に従い、当該保存公文書ファイルの背表紙に文書保存用紙を再度作成して貼り付けなければならない。

(新設)

(保存公文書ファイルの移管)

第三十四条 教育政策課長は、保存期間が満了したときの措置として文書館に移管することと定められている保存公文書ファイルの保存期間が満了したときは、あらかじめ、徳島県立文書館長（以下「文書館長」という。）に対し、当該保存公文書ファイルについて記載された公文書ファイル管理簿を送付し、文書館に移管する旨を通知した上で移管しなければならない。

2| 主務課等の長は、当該主務課等において保存する保存公文書ファイルが前項の規定により文書館に移管されるときは、教育政策課長の指示に従い、速やかに、当該保存公文書ファイルを文書館長に引き渡さなければならない。

3| 主務課等の長は、第一項の規定により文書館に移管される保存公文書ファイルについて、管理条例第十三条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして文書館において利用の制限を行うこと（以下「利用制限の実施」という。）が適当であると認める場合には、教育政策課長を経由して、徳島県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和五年徳島県規則第四十二号）第五条の特定歴史公文書等の利用制限に係る意見書（以下「意見書」という。）を文書館長に提出しなければならない。

(新設)

(廃棄予定の保存公文書ファイルの移管)

第三十五条 教育政策課長は、保存期間が満了したときの措置として廃棄することと定められている保存公文書ファイルの保存期間が満了した場合において、当該保存公文書ファイルを廃棄しようとするときは、廃棄しようとする日の九十日以上前までに文書館長に協議しなければならない。

2| 教育政策課長は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、廃棄しようとする保存公文書ファイルについて記載された公文書ファイル管理簿を文書館長に送付しなければならない。

3| 教育政策課長は、第一項の規定により協議した保存公文書ファイルについて、文書館長から移管するよう求めがあったときは、主務課等の長にその旨を通知し、電子決裁・文書管理システムにより当該保存公文書ファイルの公文書ファイル管理情報における保存期間が満了したときの措置の定めを変更するとともに、当該保存公文書ファイルを文書館に移管しなければならない。

<p>4 主務課等の長は、当該主務課等において保存する保存公文書ファイルが前項の規定により文書館に移管されるときは、教育政策課長の指示に従い、当該保存公文書ファイルの背表紙に文書保存用紙を再度作成して貼り付け、速やかに、これを文書館長に引き渡さなければならぬ。</p> <p>5 主務課等の長は、第三項の規定により文書館に移管される保存公文書ファイルについて、利用制限の実施が適当であると認める場合には、教育政策課長を經由して、意見書を文書館長に提出しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(保存公文書ファイルの廃棄)</p> <p>第三十六条 教育政策課長は、前条第一項の規定により協議した保存公文書ファイルについて、文書館長から廃棄することが適当である旨の通知があつたときは、当該保存公文書ファイルを廃棄し、又は当該保存公文書ファイルを保存する主務課等の長に対し、当該保存公文書ファイルの廃棄を指示しなければならない。</p> <p>2 主務課等の長は、前項の規定により教育政策課長から保存公文書ファイルの廃棄を指示されたときは、速やかに、当該保存公文書ファイルを廃棄しなければならない。</p> <p>3 主務課等の長は、保存期間が一年未満の公文書ファイルについて、その保存期間が満了したときは、教育政策課長と協議の上これを廃棄するものとする。</p> <p>4 教育政策課長又は主務課等の長は、前三項の規定により廃棄を行うに当たっては、当該廃棄を行う公文書ファイルが不正に使用されることがないように十分に留意してこれを行うとともに、個人情報その他の非公開情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第五節 管理状況の報告等</p> <p>(管理状況の報告)</p> <p>第三十七条 主務課等の長は、毎年度、教育政策課長が別に定めるところにより、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理の状況について教育政策課長に報告しなければならない。</p>	<p>(新設) (新設)</p>
<p>(公文書の庁外持出しの制限)</p> <p>第三十八条 公文書は、庁外に持ち出してはならない。ただし、公務のために必要がある場合において教育政策課長又は主務課等の長の承認を得たとき、又は火災その他非常災害に際し、その保全のために庁外に持ち出す場合は、この限りでない。</p>	<p>(文書)の庁外持出しの制限)</p> <p>第三十条 文書は、庁外に持ち出してはならない。ただし、公務のために必要がある場合において当該文書を保存する課長の承認を得たとき、又は火災その他非常災害に際し、その保全のために庁外に持ち出す場合は、この限りでない。</p>
<p>(紛失等への対応)</p> <p>第三十九条 公文書ファイルについて紛失又は保存期間の満了前の不適切な廃棄(以下「紛失等」という。)が発生した場合には、その事実を知った職員は、直ち</p>	<p>(新設)</p>

<p>に責任者に報告しなければならない。</p> <p>2 責任者は、公文書ファイルについて紛失等が発生した場合には、速やかに公文書ファイルの紛失等による被害の拡大の防止等のために必要な措置を講ずるとともに、主務課等の長及び教育政策課長に報告しなければならない。</p>	
<p>第三章 教育機関における公文書の管理</p> <p>第一節 公文書の收受等</p> <p>(紙文書の收受等)</p> <p>第四十条 教育機関に到着し、受領した紙文書</p> <p>は、当該教育機関の分掌に属するものであることを確認の上、次に定めるところにより、処理しなければならない。</p>	<p>第三章 教育機関における文書の取扱い</p> <p>第一節 文書の收受等</p> <p>(收受の手續)</p> <p>第三十一条 教育機関に到着し、收受した文書(次条の規定により配布され、又は転送された文書を含む。)</p> <p>は、当該教育機関の分掌に属するものであることを確認の上、次に定めるところにより、処理しなければならない。</p>
<p>1 開封し、軽易なものを除き、その余白に教育機関收受印を押し印すること。</p> <p>2 配達証明郵便、特別送達郵便その他の書留郵便及び電報は、特殊文書受付簿(様式第七号)に記録すること。</p> <p>3 收受の日時が権利の得喪、変更等に関係があると認められる紙文書は、受領時刻を記入すること。</p> <p>(削除)</p> <p>2 前項の紙文書は、定例的又は軽易なものを除き、直ちに教育機関の長その他上位の職にある者の閲覧に供し、その指示を受けなければならない。</p>	<p>1 親展文書を除き、開封すること。</p> <p>2 開封した文書は、軽易なものを除き、その余白に教育機関收受印(様式第十三号)を押し印し、かつ、文書件名簿に記録すること。</p> <p>3 親展文書、書留及び電報は、特殊文書受付簿(様式第十四号)に記録すること。</p> <p>4 收受の日時が権利の得喪、変更等に関係があると認められる文書は、收受時刻を記入すること。</p> <p>5 電子文書は、軽易なものを除き、電子文書のファイル名に收受した年月日を追記し、かつ、文書件名簿に記録すること。</p> <p>(新設)</p>
<p>(準用)</p> <p>第四十一条 第八条及び第十条の規定は、教育機関について準用する。この場合において、同条第一項中「課等」とあるのは「教育機関」と、同条第二項中「当該課等」とあるのは「当該教育機関」と、「主務課等」とあるのは「分掌する所属」と、同条第四項中「前条第三項」とあるのは「第四十条第二項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>第三十二条 郵便料金の未納又は不足の文書</p> <p>場合は、発信者が官公署であるときその他收受するに及ぶと認められるときに限り、その未納又は不足の料金を納付して收受するものとする。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(收受文書の処理)</p> <p>第三十三条 第三十一条の文書は、定例的又は軽易なものを除き、直ちに所屬長の閲覧に供し、その指示を受けなければならない。</p>

<p>第二節 文書の作成等</p> <p>(削除)</p>	<p>第二節 文書の作成等</p> <p>(立案)</p> <p>第三十四条 文書による意思決定は、立案によって行うものとする。</p> <p>(立案の方法)</p> <p>第三十五条 立案は、電子決裁・文書管理システムに文書件名等を登録する方法により行わなければならない。ただし、事案の処理に必要な書類については、当該書類が大量である等の理由により電子決裁・文書管理システムに登録することが困難であると所属長が認める場合は、登録することを要しない。この場合においては、当該登録が困難と認められる書類(第三十八条第三項において「登録が困難な書類」という。)は、同項の規定により回議しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事案に係る立案は、電子決裁・文書管理システムに文書件名等(文案及び事案の処理に必要な書類を除く。)を登録する方法により作成した立案用紙によって行うことができる。</p> <p>一 秘密に属する事案である等の理由により電子決裁・文書管理システムに文案を登録することが適当でないとする所属長が認める事案</p> <p>二 電子決裁・文書管理システム以外の専用システムを利用して文案を作成するため、電子決裁・文書管理システムに文案を登録することが事務の効率性を著しく損なうおそれがあると所属長が認める事案</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、前項に規定する方法により立案することが困難なものとして、教育政策課長が別に定める事案</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる事案に係る立案は、それぞれ当該各号に定める方法により行うことができる。</p> <p>一 規則その他の規程(この訓令を除く。)で立案の様式を定めている事案 当該様式を用いる方法</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、軽易な事案その他の教育政策課長が別に定める事案 教育政策課長が別に定める方法</p>
<p>(公文書の発信者名)</p> <p>第四十二条 庁外に発する公文書の発信者名は、原則として教育委員会名若しくは教育長名又は教育機関の長の名を用いるものとする。</p>	<p>(文書の発信者名)</p> <p>第三十六条 文書 は、法令その他の特別の定めによる場合を除き、教育機関 又は所属長名を用いるものとする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第四十三条 前章第二節(第十四条及び第十五条を除く。)の規定は、教育機関について準用する。この場合において、第十一条中「課等」とあり、並びに第十二条第一項及び第二項並びに第十七条第二項中「主務課</p>	<p>(新設)</p>

等」とあるのは「教育機関」と、同条第六項中「課等の長」とあるのは「上司」と読み替えるものとする。

(削除)

(立案上の留意点)

第三十七条 文書の立案は、次に掲げる要領によるものとする。

- 一 立案は、明確かつ平易に表現すること。
- 二 文書の書き方は、左横書きとすること。ただし、縦書きを通例とするものを除く。
- 三 用字及び用語は、常用漢字表、現代仮名遣い及び送り仮名の付け方によること。
- 四 例文のあるものは、これによること。
- 五 重要なもの又は異例なものについて立案の趣旨を説明する必要があると認められる場合は、処理案の前にその趣旨を簡明に登録し、又は記述するとともに、関係法規その他参考となる事項を登録し、又は付記し、関係書類があるときは、これを添付すること。
- 六 **第三十五条**第一項及び第二項の規定による立案の場合において、当該立案の内容に個人に関する情報が含まれているときその他の当該立案に係るシステム完結電子文書並びに同条第一項及び第二項の規定により登録された文書件名等の閲覧の制限を行う必要があるときは、電子決裁・文書管理システムの所定の欄にその旨を登録すること。
- 七 **第三十五条**第一項の規定による立案の場合において、同一事案で立案を重ねるものは、適宜、当該事案についてそれまでに行われた立案に係る書類を電子決裁・文書管理システムにおいて閲覧することができるようにし、又は次条第三項の規定の例により回議すること。
- 八 **第三十五条**第二項及び第三項の規定による立案の場合において、同一事案で立案を重ねるものは、適宜、当該事案についてそれまでに行われた立案に係る書類を添付すること。
- 九 **第三十五条**第一項後段の規定により回議する書類並びに同条第二項及び第三項の規定による立案の場合における文書の整備は、次によること。
 - イ 左方及び下方をそろえること。
 - ロ 添付書類等で特に小さいものは、立案用紙大の用紙の中央部にはること。
 - ハ 地図、写真等は、袋に入れること。
- 十 **第三十五条**第一項後段の規定による回議並びに同条第二項及び第三項の規定による立案の場合において、金額その他重要部分の字句を訂正したときは、その箇所に押印すること。

(削除)

(回議)

第三十八条 立案文書は、原則として、下位の職にある者から上位の職にある者に順次回議しなければならぬ

<p>(削除)</p> <p>第三節 公文書の施行</p>	<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第三節 文書の施行 (番号及び日付の登録等)</p>	<p>(決裁年月日の登録等)</p> <p>第四十一条 決裁された立案文書には、立案者において、決裁年月日を登録し、又は記入しなければならない。</p>	<p>(重大な修正があった場合等の通知)</p> <p>第四十条 回議の結果、立案文書の内容について重大な修正が行われた場合又は廃案となった場合は、回議した者にその旨を通知しなければならない。</p>	<p>(回議文書の処理)</p> <p>第三十九条 回議を受けた立案文書は、遅滞なく処理しなければならない。</p> <p>2 前項の立案文書について異議がある場合は、立案者と協議しなければならない。ただし、立案者が不在の場合又は異議に係る事項が軽微である場合は、第三十五条第一項の規定による立案に係る立案文書にあっては電子決裁・文書管理システムの所定の欄に意見を登録し、同条第二項及び第三項の規定による立案に係る立案文書にあっては付せんに意見を記述して、当該立案文書の欄外にはり付けることができる。</p>	<p>い。ただし、担当リーダー以外の担当に属する職員の間議の順序については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により立案文書を回議するときは、電子決裁・文書管理システムを利用して行わなければならない。ただし、第三十五条第二項及び第三項に規定する方法により立案する場合は、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の場合において、登録が困難な書類があるときは、同項本文の規定にかかわらず、教育政策課長が別に定める方法により、当該登録が困難な書類を回議しなければならない。</p> <p>4 至急処理を要する立案文書を回議するときは、第三十五条第一項の規定による立案に係る立案文書にあっては電子決裁・文書管理システムの所定の欄にその旨を登録し、同条第二項及び第三項の規定による立案に係る立案文書にあっては当該立案文書の左上欄に、その旨を記入した付せんを貼り付けなければならない。</p> <p>5 第三十五条第二項及び第三項の規定による立案に係る立案文書のうち即時処理を要する立案文書、説明を要する立案文書又は特に重要な立案文書は、立案者又は上司の指定する者が自ら持ち回って、回議しなければならない。</p> <p>6 第三十五条第二項及び第三項の規定による立案に係る立案文書のうち秘密に属する立案文書は、袋に入れて回議し、その取扱いに特に注意しなければならない。</p>

	<p>第四十二条 施行文書には、第四条第四項第三号及び第五項に定めるところにより番号を登録し、又は記入するとともに、日付を登録し、又は記入するものとする。</p> <p>(文書の浄書及び照合)</p> <p>第四十三条 施行文書の浄書及び照合は、立案者等において行うものとする。</p>
<p>第四十四条 前章第三節(第二十六条第一項ただし書を除く。)の規定は、教育機関について準用する。この場合において、第二十三条各号列記以外の部分中「課等」とあるのは「所属」と、同条第二号中「課等の」とあるのは「教育機関の」と、同号及び第二十六条第一項中「主務課等」とあるのは「教育機関」と読み替えるものとする。</p>	<p>(公印の押印等)</p> <p>第四十四条 浄書した文書には、徳島県教育委員会公印規程の定めるところにより、公印を押印しなければならない。ただし、次に掲げる文書については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 書簡、祝辞、弔辞その他公印を押印しないことを通例とする文書 二 前号に掲げるもののほか、その性質又は内容により公印を押印することを要しないものとして教育政策課長が別に定める文書 <p>2 浄書した文書で公印を押印したものは、原議書と契印で割印しなければならない。ただし、第三十五条第一項の規定による立案に係る浄書した文書については、この限りでない。</p> <p>3 第一項ただし書の規定により公印の押印を省略する文書には、発信者名の下に「(公印省略)」の表示をするものとする。ただし、次に掲げる文書については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第一項第一号に掲げる文書 二 県の機関に対する文書 <p>4 浄書した電子文書のうち電子署名を行うことが必要とされるものには、教育政策課長が別に定めるところにより、電子署名を行わなければならない。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(文書の押印等)</p> <p>第四十五条 文書を發送する者は、次の各号に掲げる立案の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める処理を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第三十五条第一項の規定による立案 電子決裁・文書管理システムに發送年月日を登録すること。 二 第三十五条第二項の規定による立案 發送年月日を電子決裁・文書管理システムに登録し、かつ、立案文書に記入すること。 三 第三十五条第三項の規定による立案 立案文書に發送年月日を記入すること。 <p>2 公印を押印しない文書の發送については、教育政策</p>
<p>(削除)</p>	<p>(文書の發送)</p>

<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>第四節 公文書の整理、保存及び移管又は廃棄</p> <p>第四十五条 前章第四節の規定は、教育機関について準用する。この場合において、同節の規定中「主務課等」とあるのは、「教育機関」と読み替えるものとする。</p>	<p>課長が別に定めるところにより、次に掲げるいずれかの方法によることができる。</p> <p>一 電子決裁・文書管理システムによる送信</p> <p>二 電子メールによる送信</p> <p>三 徳島県オンラインストレージサービスによる送信</p> <p>四 前三号に掲げる方法のほか、県庁総合サービスネットワークの回線を利用する方法による送信</p> <p>五 ファクシミリによる送信</p> <p>3 前条第四項の規定により電子署名を行った電子文書の発送については、当該電子文書の送受信を行うために整備された電子情報処理組織を利用して行うものとする。</p>
<p>(文書の廃棄等)</p> <p>第四十九条 所属長は、その保存する文書について保存期間が満了したときは、保存期間を延長する必要があるかどうかを確認しなければならない。</p> <p>2 所属長は、前項の規定による確認の上、文書を廃棄しようとする場合において、当該文書の保存期間が五</p>	<p>(三十年保存文書目録)</p> <p>第四十八条 所属長は、文書（電磁的記録にあつては、システム完結電子文書に限る。次条において同じ。）のうちその保存期間が三十年のものについて、毎年度当初に三十年保存文書目録を作成しなければならない。</p> <p>2 所属長は、前項の規定により三十年保存文書目録を作成したときは、速やかに、その写し二部を教育政策課長に送付しなければならない。</p>	<p>(保存のための整理)</p> <p>第四十七条 システム完結電子文書は、教育機関において、電子決裁・文書管理システムに保存するため、ファイル管理表の第四分類及び年度ごとに整理するものとする。</p> <p>2 文書（電磁的記録を除く。以下この項において同じ。）は、教育機関において保存のため整理し、保存期間が一年以上の文書については、ファイル管理表の第三分類又は第四分類及び年度（年度により難いものについては、暦年）ごとに簿冊とし、その背表紙に簿冊の単位とした分類を表示するものとする。</p>	<p>第四節 文書の整理、保存及び 廃棄</p> <p>(ファイル管理表の作成等)</p> <p>第四十六条 所属長は、毎年度当初に電子決裁・文書管理システムによりファイル管理表を作成しなければならない。</p> <p>2 所属長は、前項の規定により作成したファイル管理表を変更する必要があるときは、電子決裁・文書管理システムにより修正するものとする。</p>	<p>第四節 文書の整理、保存及び 廃棄</p> <p>第四十六条 所属長は、毎年度当初に電子決裁・文書管理システムによりファイル管理表を作成しなければならない。</p> <p>2 所属長は、前項の規定により作成したファイル管理表を変更する必要があるときは、電子決裁・文書管理システムにより修正するものとする。</p>

<p>第四十九條 (補則) この規程に定めるもののほか、公文書の管</p>	<p>2 所屬長は、前項の研修に職員を積極的に参加させなければならぬ。</p> <p>第四十八條 (研修) 教育政策課長は、職員に対し、公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技術を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。</p> <p>3 教育政策課長は、前二項の規定による点検又は監査の結果を踏まえ、公文書の管理について必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第四章 雜則</p> <p>(点検及び監査)</p> <p>第四十七條 所屬長は、公文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、点検を行い、その結果を教育政策課長に報告しなければならない。</p> <p>2 教育政策課長は、公文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、監査を行い、その結果を教育長に報告するものとする。</p>	<p>第五節 管理状況の報告等</p> <p>第四十六條 前章第五節の規定は、教育機関について適用する。この場合において、同節の規定中「主務課等」とあるのは、「教育機関」と読み替えるものとする。</p>	<p>(削除)</p>	
<p>第五十一條 この規程に定めるもののほか、文書事務の</p>	<p>(新設)</p>	<p>第四章 補則</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(文書の庁外持出しの制限)</p> <p>第五十條 文書は、庁外に持ち出してはならない。ただし、公務のために必要がある場合において所屬長の承認を得たとき、又は火災その他非常災害に際し、その保全のために庁外に持ち出す場合は、この限りでない。</p>	<p>年以上であるときは、廃棄文書目録を作成し、文書館長に送付しなければならない。</p> <p>3 所屬長は、前項の廃棄文書目録に基づき文書館長から歴史的文化的価値を有する文書の選別について協議を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>4 所屬長は、前項の協議の結果歴史的文化的価値を有するものとして選別された文書については、速やかに文書館長に引き渡さなければならない。</p> <p>5 所屬長は、前項の規定により文書館長に引き渡すものを除き、第一項の規定による確認を経た文書を廃棄するものとし、その保存する文書の廃棄に当たっては、廃棄する文書が不正に使用されることがないように、その廃棄の方法について十分留意しなければならない。</p>

理
に
関
し
必
要
な
事
項
は
、
教
育
長
が
定
め
る
。

処
理
に
関
し
必
要
な
事
項
は
、
教
育
長
が
定
め
る
。

改正案	現行
<p>（他の規程との関係）</p> <p>第十三条 公印の取扱いについては、この規程に定めるもののほか、徳島県教育委員会公文書管理規程（令和六年徳島県教育委員会訓令第 号）の定めるところによる。</p>	<p>（この規程の施行に関し必要な事項）</p> <p>第十三条 この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>